

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

(一部変更・素案)

評価書番号	評価書名
2	地方税等に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野区は、地方税等(森林環境税を含む、以下同じ。)に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、このようなリスクを軽減させるための適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。

特記事項

地方税等に関する事務では、事務の一部を民間事業者に委託しているため、事業者選定の際に事業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中野区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和7年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特別区民税・都民税等(森林環境税を含む、以下同じ。)及び軽自動車税の賦課徴収事務
②事務の内容 ※	◆ 特別区民税・都民税等賦課関連業務 (1) 賦課資料の入手 納税義務者・国税庁・給与支払者・年金保険者・他自治体から賦課資料を取得する。 (2) 賦課関連情報の照会 賦課に必要な生活保護等の情報を庁内連携により照会する。 (3) 住民登録外者の調査 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムにより照会する。 (4) 賦課情報の作成 上記(1)～(3)により課税台帳ファイルを作成する。 (5) 税額の通知 納税義務者・特別徴収義務者に税額を通知する。 ◆ 特別区民税・都民税等収納関連業務 (1) 収納情報の管理に関する業務 特別区民税・都民税等の賦課情報を税務システム(課税)の課税台帳ファイルから取得する。 住民等が納付した収納情報を指定金融機関等から入手し、税務システム(収納)に登録する。 (2) 過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を作成し、住民等に通知する。 住民等から取得した還付金請求書を税務システム(収納)に登録し、住民等へ還付を行う。 (3) 督促に関する業務 納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を委託事業者提供、督促状の印刷及び封入封かんを行い、住民等に督促状を送付する。 (4) 口座振替に関する業務 住民等からの口座振替の申請に基づき、金融機関に対し手続きを行う。 口座情報は、税務システム(収納)に登録する。 ◆ 軽自動車税賦課、収納関連業務 (1) 軽自動車税賦課 軽自動車等の4月1日現在の所有者に対し、車種等により賦課決定する。 賦課決定した税額データを委託事業者提供、納税通知書の印刷及び封入封かんを行い、納品後住民等に納税通知書を送付する。 通知IFSを通じて電子通知希望申請が行われた場合は、電子納税通知書等を交付する。 軽自動車税減免申請書を受け付け、該当者には軽自動車税減免可否決定通知書を送付する。 (2) 軽自動車税収納事務 軽自動車税の収納情報を管理する。 ○ 収納情報の入手 住民等が納付した収納情報を指定金融機関など等から入手し、税務システム(軽自動車税)に登録する。 ○ 過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を作成し、住民等に通知する。 住民等から取得した還付金請求書を税務システム(軽自動車税)に登録し、住民等へ還付を行う。 ○ 督促に関する業務 納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を委託事業者提供、督促状の印刷及び封入封かんを行い、納品後住民等に督促状を送付する。 ◆ 特別区民税・都民税等及び軽自動車税の滞納整理に関する業務 特別区民税・都民税等及び軽自動車税を滞納している個人及び法人(以下、「滞納者」という。)に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等を行う。 各情報については、滞納整理支援システムに登録し、管理する。 (1) 賦課・収納情報等の取得 特別区民税・都民税等及び軽自動車税の賦課・収納情報及び住所等情報を税務システム、宛名システムから取得する。 (2) 催告書の送付 滞納者の未納税額等の情報を委託事業者提供、催告書の印刷及び封入封かんを行い、滞納者に催告書を送付する。 (3) 納税交渉 滞納者との納税交渉により、必要に応じて分割納付、徴収猶予を行う。 (4) 各種調査 納付の無い滞納者について、官公署に対する実態調査及び金融機関等に対する財産調査を行う。 (5) 滞納処分 各種調査結果に応じて、滞納処分を行う。 ・ 差押、参加差押、交付要求 財産がある場合、差押、参加差押、交付要求を行う。 処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 ・ 換価、配当、充当 納付意思がない場合、換価、配当、充当を行う。

	処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 (6) 執行停止 各種調査の結果、滞納者の所在不明及び滞納処分することができる財産がないことが判明した場合、滞納処分をすることで滞納者の生活が窮迫するおそれがある場合、執行停止処理を行う。 (7) 不納欠損 時効及び執行停止により徴収権が消滅した場合、地方税法等に基づき、不納欠損処理を行う。 ※事務の内容の詳細は、別添1のとおり。		
③対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム			
システム1			
①システムの名称	税務システム(課税)		
②システムの機能	◆納税義務者管理 課税権のある住民に関する情報を管理する。 ◆賦課資料管理 各種賦課資料を画像ファイルとして管理する。 ◆課税情報管理 賦課資料により賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。 ◆税額情報管理 税額の徴収方法・納期・期別税額・納税額等の情報を管理する。 ◆扶養情報管理 扶養関係の情報を管理する。 ◆納税通知書発行 納税通知書等を発行する。 ◆課税証明書等発行 課税証明等を発行する。 ◆他団体通知 他市区町村に住民登録外課税通知等を発行する。 ◆回送用資料の出力 他市区町村へ送付する回送資料を各市区町村ごとに出力する。		
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （滞納整理支援システム）)		
システム2～5			
システム2			
①システムの名称	宛名システム		
②システムの機能	◆宛名情報管理機能 中野区民の住所、氏名その他の住民票関係情報を既存住基システムから連携し、あわせて住民登録外者及び区外居住者の住民票関係情報並びに特別徴収義務者の宛名情報を管理する。 ◆郵送先管理機能 郵便物発送時の郵送先を管理する。		
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 （)		

システム3	
①システムの名称	住民記録システム(本書において「既存住基システム」という。)
②システムの機能	◆住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能 ◆住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能 ◆住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(除票)する機能 ◆住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能 ◆帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能 ◆住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能 ◆住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 機構、都、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを通じ連携する機能 ◆法務省への通知事項の作成機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う機能 ◆戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じ、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (法務省連携システム、証明書自動交付(コンビニ交付)システム)
システム4	
①システムの名称	審査システム及び地方税外部連携システム(eLTAX)
②システムの機能	給与支払報告者から給与支払報告書等及び年金支払報告者から公的年金等支払報告書等のデータを、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて受信・受付する。また、給与所得者及び年金所得者の特別徴収税額決定通知データ等を、審査システムを通じて特別徴収義務者に送信(送付)する。 また、照会・回答データ及び回送資料データの送受信を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (地方税ポータルセンタ)
システム5	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	国税庁にe-Taxで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データを総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて受信するシステム ◆確定申告書データ(e-Tax・KSKデータ)のダウンロード ◆地方公共団体間におけるデータの回送、住民登録外課税通知の送信 ◆確定申告書イメージデータ(KSKイメージデータ)のダウンロード ◆確定申告データの検索・印刷・XMLファイルのCSV変換 ◆扶養否認事項の国税庁への送信 ◆書面、光ディスクで提出された給与支払報告書データの送信 ◆照会・回答用データの送受信
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (地方税ポータルセンタ)

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	住民情報連携基盤システム
②システムの機能	住民情報連携基盤システムは、中間サーバーと、庁内の既存住基システムや各業務システムとのデータ連携を担うシステムである。 ◆中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能 ◆宛名情報等管理機能 住民情報連携基盤システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 ◆宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 ◆既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能 ◆符号取得・生成要求機能 (1) 団体内統合宛名番号および個人番号を中間サーバーに渡し、符号取得を依頼する。 (2) 中間サーバーから個人番号及び処理通番(情報提供ネットワークシステムで作成)を受領後住民基本台帳ネットワークシステムに渡し、符号生成を要求する。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバー ）
システム7	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネットシステム」という。）
②システムの機能	◆本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 ◆本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 ◆個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 ◆本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ◆機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ◆本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 ◆送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号カード交付申請書)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 ◆個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。 ※本項において「機構」とは、「地方公共団体情報システム機構」をいう。

システム11	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	◆符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能 ◆情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 ◆情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 ◆既存システム接続機能 中間サーバーと住民情報連携基盤システム、既存住基システムおよび既存業務システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 ◆情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 ◆情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 ◆データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 ◆セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び復号機能と、鍵情報を管理する。 ◆職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 ◆システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム12	
①システムの名称	証明書自動交付(コンビニ交付)システム
②システムの機能	◆利用者証明用電子証明等の利用 個人番号カードの利用者証明用電子証明等の情報を用いて個人を特定し、税証明書のPDFデータを作成する。 ◆証明書交付センターとの通信 広域交付システムインターフェイスを備えた電文応答機能を備えた証明書交付センターと通信する。 ◆税証明書の発行 ・コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機を利用して税証明書を発行する。 ・窓口のバックアップとして税証明書を発行する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (証明書交付センター(地方公共団体情報システム機構))

システム13	
①システムの名称	軽自動車OSS(ワンストップサービス)・軽JNKS
②システムの機能	軽自動車OSS(ワンストップサービス)は検査申請・税申告等の手続きをインターネット上で一括して行う。軽JNKSは軽自動車検査協会がオンライン上で納付状況を確認する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 地方税ポータルセンタ ）
システム14	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	◆個人住民税について、オンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ マイナポータル申請管理 ）
システム15	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	◆住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ◆地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム16～20	
システム16	
①システムの名称	共通納税IFS
②システムの機能	◆特別区民税・都民税等に係る電子納税を受け付ける機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）

システム17	
①システムの名称	通知IFS
②システムの機能	◆電子通知希望申請情報の取得及び電子納税通知書等の登録を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

3. 特定個人情報ファイル名	
1 課税台帳ファイル 2 収納管理情報ファイル 3 軽自動車税情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	◆個人番号を利用して給与支払報告書等と申告書との名寄せをより正確かつ効率的に行い、納税義務者に対する賦課徴収事務を適正に行うため。 ◆正確な所得把握により扶養控除等の是正を正しく行うため。 ◆特別区民税・都民税等及び軽自動車税の徴収並びに滞納処分にあって、各個人の収納状況を正確に把握するため。 ◆軽自動車税の決定、減免、免除にあって、賦課対象者の登録情報を正確に把握するため。 ◆滞納整理業務にあって、各個人・法人の滞納状況及び各種調査結果等の情報を正確に把握するため。
②実現が期待されるメリット	◆番号制度の導入により、申告書等の情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができ、より正確かつ効率的に納税者等の賦課情報・収納情報を把握することが可能となる。 ◆本人確認情報を利用することにより、滞納者情報を効率的に名寄せできるとともに、滞納整理事務に伴う実態調査等を行う場合において、転出先の住所・所得等の本人情報が正確かつ迅速に把握できることにより、滞納整理事務の効率化を図ることができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	◆番号法第9条第1項 別表の24の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報提供の根拠】 第3欄に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,,37,39,42,48,49,55の 2,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,112,115,124,125,129,130,1 32,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164, 165,166,167,168,169,170,171,172,173の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報照会の根拠】 第1欄が「市町村長」に係る項のうち、第2欄が「地方税法」を含む以下の項 第48項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	
なし	

(別添1) 事務の内容

別添1参照

(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
1 課税台帳ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	◆賦課期日(1月1日)時点で当区に住所を有する個人、または当区内に事業所もしくは家屋敷を有する個人であって当区に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書等)があった者	
その必要性	◆特別区民税・都民税等の適正かつ公平な賦課業務実現のために、必要な特定個人情報を保有(参照)	
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
	その妥当性	◆識別情報、連絡先情報: 課税権、通知先等を特定するために保有(参照) ◆国税関係情報: 賦課決定に必要な所得税情報を把握するために保有 ◆地方税関係情報: 賦課決定の元となる所得、控除、算出税額等の情報を記録するために保有 ◆生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護非課税判定のために保有 ◆年金関係情報: 年金所得情報を把握するために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	区民部 税務課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課(住民情報)、生活保護課(生活保護関係情報)) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁(国税関係情報)、日本年金機構(年金関係情報)) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村(地方税関係情報)) ☐ 民間事業者 (給与支払者(給与支払関係情報)、公的年金等支払者(年金関係情報)) ☐ その他 (地方税共同機構(国税・給与支払・年金関係情報))	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住基ネットシステム、国税連携システム(eLTAX)、審査システム及び地方税外部連携システム)	
③入手の時期・頻度		◆当初賦課時に入手 ①申告情報(給与支払報告書・公的年金等支払報告書・確定申告書・住民税申告書) ②生活保護情報 ◆随時に入手 ①新規の申告情報 ②所得税の各種資料等 ③生活保護情報	
④入手に係る妥当性		◆公平・公正な賦課業務を行うために、地方税法等の規定等に基づき必要な情報を入手している。 ◆特別区民税・都民税等の減免は、窓口・郵送等により入手する。	
⑤本人への明示		◆特別区民税・都民税等の賦課に必要な情報は、地方税法第45条の2、第317条の2、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項等に基づき入手していることが、本人に明示されている。	
⑥使用目的 ※		◆特別区民税・都民税等の公平・公正な賦課及び税関係事務の効率化のため。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	区民部 税務課	
	使用者数	50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		◆賦課事務: 入手した申告書等の情報と住民票情報等との紐づけを行い、各種賦課資料を電子化して、特別区民税・都民税等の賦課計算を行う。 ◆通知事務: 入手した本人の情報、事業所の情報を元に、特別区民税・都民税等の賦課通知書を作成し、送付する。 ◆他市区町村への情報照会・提供事務: 必要な場合、他市区町村へ扶養関係・課税状況等の照会を行い、入手した情報を元に賦課を行う。同様に、他市区町村からの扶養関係・課税状況等の照会に対して、情報を提供する。 ◆賦課資料回送事務: 他市区町村へ転出した住民等の賦課資料を出力し、該当の他市区町村へ送付する。	
情報の突合 ※		◆賦課事務 ①納税者の特定等を行うため、本人から提出された申告書等の内容と、住民票情報等との突合を行う。 ②所得控除額の確認等を行うため、本人から提出された申告書等の内容と、庁内連携または情報提供ネットワークシステムから入手した情報の突合を行う。 ③所得控除額の確認及び非課税決定を行うため、本人から提出された申告書等の内容と、庁内連携または情報提供ネットワークシステムから入手した生活保護関係情報等との突合を行う。 ◆通知事務 賦課の通知を行うため、本人から提出された申告書等の内容と、住民票情報等との突合を行う。 ◆他市区町村への情報照会・提供事務 賦課のため、本人から提出された申告書等の内容と、他市区町村から入手した扶養関係・賦課状況の情報との突合を行う。	
情報の統計分析 ※		◆都への報告資料等のため統計・分析を行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうる統計・分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		◆特別区民税・都民税等の賦課決定を行う。	

[illegible]

委託事項2～5		
委託事項2		審査システム及び国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務
①委託内容		◆審査システム及び国税連携システム(eLTAX)の保守作業等のサービス
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	◆eLTAXを利用して申告する納税者、給与支払報告者から給与の支払いを受けている者及び公的年金等受給者、所得税申告者等
	その妥当性	◆審査サーバ及び国税連携データ受信サーバを、委託利用型により利用しているため。
③委託先における取扱者数		☐ 50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		◆中野区区政情報の公開に関する条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		◆株式会社NTTデータ・アイ
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	◆契約に基づく納入等の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託することは禁止する。ただし、緊急その他のやむを得ない事情により第三者に委託する必要がある場合は、委託内容(範囲)、委託理由、委託先の監督方法等を明記した書面を徴取し、妥当なものであれば、再委託を認める。
	⑨再委託事項	審査システム及び国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務の一部

委託事項3		所得照会回答業務
①委託内容		◆他自治体等からの所得照会文書の收受・分類、照会対象者の端末検索・回答帳票出力・発送準備
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	◆税務システム(課税)に情報が記録されている、特別区民税・都民税等の課税権を区が有する者
	その妥当性	◆大量定型的業務について民間事業者に委託できる範囲内で委託することで、柔軟性のある運用体制の確立と効率的で安定した業務運営の維持を図り、コストの低減と行政サービスの向上を図る。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (業務処理用の端末)
⑤委託先名の確認方法		◆中野区区政情報の公開に関する条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		◆株式会社 ベルシステム24
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		税務システム(課税)に関する運用・保守
①委託内容		◆税務システム(課税)の運用及び保守作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	◆税務システム(課税)に情報が記録されている、特別区民税・都民税等の課税権を区が有する者
	その妥当性	◆税務システム(課税)の運用・保守のためファイルにアクセスする。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (運用・保守管理用の端末)
⑤委託先名の確認方法		◆中野区区政情報の公開に関する条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		◆株式会社RKKCS
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	◆契約に基づく納入等の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託することは禁止する。ただし、緊急その他のやむを得ない事情により第三者に委託する必要がある場合は、委託内容(範囲)、委託理由、委託先の監督方法等を明記した書面を徴取し、妥当なものであれば、再委託を認める。
	⑨再委託事項	◆税務システム(課税)の運用・保守作業の一部
委託事項6～10		

委託事項6		住民情報連携基盤システムに関する運用・保守
①委託内容		◆住民情報連携基盤システムの運用及び保守作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	◆税務システム(課税)に情報が記録されている、特別区民税・都民税の課税権を区が有する者
	その妥当性	◆住民情報連携基盤システムの運用・保守のためファイルにアクセスする。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (運用・保守管理用の端末)
⑤委託先名の確認方法		◆中野区区政情報の公開に関する条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		◆富士通Japan株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	◆契約に基づく納入等の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託することは禁止する。ただし、緊急その他のやむを得ない事情により第三者に委託する必要がある場合は、委託内容(範囲)、委託理由、委託先の監督方法等を明記した書面を徴取し、妥当なものであれば、再委託を認める。
	⑨再委託事項	◆住民情報連携基盤システムの運用及び保守作業の一部

委託事項7		賦課資料整理及びデータ入力等
①委託内容		◆賦課資料の点検・整理、スキャニング、データ入力業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	◆賦課期日(1月1日)時点で当区に住所を有する個人、または当区内に事業所もしくは家屋敷を有する個人であって当区に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書等)があった者
	その妥当性	◆該当者突合を行うために、賦課資料に記載された個人番号を取り扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		◆中野区区政情報の公開に関する条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		◆ヒューマンリソシア株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (76) 件 [☒] 移転を行っている (44) 件 [] 行っていない
提供先1	特定個人情報の提供・移転における提供先は、別紙1を参照
①法令上の根拠	◆別紙1提供先一覧表に記載
②提供先における用途	◆別紙1提供先一覧表に記載
③提供する情報	◆地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	◆税務システム(課税)に情報が記録されている、特別区民税・都民税等の課税権を区が有する者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	◆照会を受ける都度(随時)

提供先2～5	
提供先2	中野区教育委員会
①法令上の根拠	◆番号法第19条第11号、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②提供先における用途	◆経済的な理由によって義務教育を受けることが困難な児童等の保護者に係る就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	◆地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	◆就学援助の対象となる児童・生徒と生計を同じくする世帯全員
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 庁内連携システム ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	◆照会を受ける都度（随時）
提供先3	
①法令上の根拠	◆番号法第19条第11号、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②提供先における用途	◆小学校または中学校の特別支援学級に在籍し、または通級している児童等の保護者に係る就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	◆地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	◆就学奨励の対象となる児童・生徒と生計を同じくする世帯全員
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 庁内連携システム ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	◆照会を受ける都度（随時）

提供先4	給与特別徴収義務者
①法令上の根拠	◆番号法第19条第1号
②提供先における用途	◆給与特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。
③提供する情報	◆給与特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	◆特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ 審査システム(eLTAX) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐
⑦時期・頻度	◆当初賦課及び更正時
提供先5	国税庁長官、都道府県知事、市区町村長
①法令上の根拠	◆番号法第19条第10号
②提供先における用途	◆国税又は地方税に関する事務
③提供する情報	◆地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ 国税連携システム(eLTAX)、地方税外部連携システム(eLTAX) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐
⑦時期・頻度	◆事案発生の都度(随時)

移転先1	特定個人情報の提供・移転における移転先は、別紙2を参照	
①法令上の根拠	◆別紙2移転先一覧表に記載	
②移転先における用途	◆別紙2移転先一覧表に記載	
③移転する情報	◆地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	◆税務システム(課税)に情報が記録されている、特別区民税・都民税等の課税権を区が有する者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
⑦時期・頻度	◆照会を受ける都度(随時)	
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。 なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ◆特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 《中間サーバー・プラットフォームにおける措置》 ◆中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ◆特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
	②保管期間	期間 ＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [6年以上10年未満] その妥当性 ◆地方税法第17条の5の規定により、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日まで情報を保有する必要があるため。
③消去方法		《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆特定個人情報の消去は中野区からの操作によって実施される。中野区の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ◆クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ◆既存システムについては、中野区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 《中間サーバー・プラットフォームにおける措置》 ◆特定個人情報の消去は中野区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ◆ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。
7. 備考		
—		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2 収納管理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	◆納税者、納税承継人、納税管理人
その必要性	◆特別区民税・都民税等の適正な収納管理業務実現のために、必要な特定個人情報を保有(参照)
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	◆個人番号、その他識別情報 対象者を正確に特定するために保有(参照) ◆4情報、その他住民票関係情報、連絡先 ①本人への連絡を行うために保有(参照) ②督促状・還付充当通知等の送付先を設定、確認するために保有(参照) ◆地方税関係情報 算出された特別区民税・都民税等の税額を把握するために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	区民部 税務課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課(住民情報)) [☐] 行政機関・独立行政法人等 () [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [☐] 民間事業者 () [☐] その他 (地方公共団体情報システム機構(本人確認情報))

②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (住基ネットシステム)
③入手の時期・頻度		◆定期的に入手(住民票関係情報に変更があった都度) 現住者の住民票関係情報の取得に関する事務
④入手に係る妥当性		◆住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、宛名システムを利用(参照)している。
⑤本人への明示		◆特別区民税・都民税等の収納に必要な情報は、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項等に基づき入手していることが、本人に明示されている。
⑥使用目的 ※		◆特別区民税・都民税等の適正な収納管理
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	区民部 税務課
	使用者数	☐ 50人以上100人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
⑧使用方法 ※		◆収納管理に関する事務 特別区民税・都民税等の賦課情報、収納情報から、収納、還付、充当などの収納管理事務を行う。
情報の突合 ※		◆宛名システムの参照による宛名情報(住民番号)と、当該システムにおける宛名情報(住民番号)の突合を行う。
情報の統計分析 ※		◆税の収納管理に関する統計や分析は行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※		◆収納情報に基づき、過誤納金が発生した場合、還付、充当処理を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☒ 委託しない (2) 件
委託事項1		特別区民税・都民税等の督促状の印刷・封入封かん
①委託内容		◆特別区民税・都民税等の督促状について、区が提供する印刷データを基に、督促状の印刷・封入封かんを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 ☒ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部 ☐ 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 1,000万人以上 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上 ☐ 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		◆納税者、納税承継人、納税管理人
その妥当性		◆督促状の印刷において、氏名・住所・税額情報が必要となるため、特定個人情報ファイルの一部を提供する必要がある。

委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	

移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。 なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ◆特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	◆地方税法第17条の5の規定により、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日まで情報を保有する必要があるため。
③消去方法		《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆特定個人情報の消去は中野区からの操作によって実施される。中野区の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ◆クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ◆既存システムについては、中野区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		
—		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3 軽自動車税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	◆主たる定置場が中野区である軽自動車等の所有者
その必要性	◆軽自動車税の適正な賦課収納業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有(参照)
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	◆個人番号、その他識別情報 対象者を正確に特定するために保有(参照) ◆その他住民票関係情報、連絡先 ①本人への連絡を行うために保有(参照) ②督促状・還付充当通知等の送付先を設定、確認するために保有(参照) ◆地方税関係情報 算出した軽自動車税額に基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	区民部 税務課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課(住民情報)) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体(軽自動車税申告書情報)) ☐ 民間事業者 (全国軽自動車協会連合会、企業等(軽自動車税申告書情報)) ☐ その他 (地方公共団体情報システム機構(本人確認情報))	
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム(eLTAX)、審査システム及び地方税外部連携システム)	
③入手の時期・頻度		◆定期的に入手(住民票関係情報に変更があった都度、申告があった都度) 現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 軽自動車税申告書(報告書)情報の取得に関する事務 ◆個別的に対応する事務(調査が必要となった都度) 他自治体からの調査回答に係る事務	
④入手に係る妥当性		◆住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、宛名システムを利用(参照)している。 ◆各種申告書の提出については、各対象者の軽自動車の所有者が住民等であることから、住民等から申告を受けている。また、中野区の賦課対象者の申告書を他自治体が入手した場合、当該自治体からの送付により、申告書を入手している。 ◆地方税法20条の11により、地方税に関する調査について必要がある場合に当該調査に関し参考となる資料を取得している。	
⑤本人への明示		◆軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第463条の19の条文、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項等に基づき、収集していることが、本人に明示されている。 ◆調査回答に係る各種情報については、地方税法20条の11の条文に基づき、収集していることが、本人に明示されている。	
⑥使用目的 ※		◆各種申告書の受付、軽自動車税額の算出	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	区民部 税務課	
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		◆各種申告書等の受付に関する事務 ・申告書から住民等の軽自動車情報を把握する。 ・住民票関係情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所を把握する。 ◆軽自動車税の賦課、通知に関する事務 ・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する軽自動車税賦課額を決定する。 ・決定した軽自動車税賦課額情報を外部委託業者へ提供し、税額通知書の印刷、封入・封緘を依頼する。 ◆証明書発行、更正に関する事務 ・軽自動車所有者からの申請に基づき、軽自動車税関係情報から課税証明書等を発行する。 ・更正の必要を生じた場合には、軽自動車税関係情報の税額を更新する。 ◆収納管理に関する事務 軽自動車税の賦課情報、収納情報から、収納、還付、充当などの収納管理事務を行う。	
情報の突合 ※		◆宛名システムの参照による宛名情報(住民番号)と、当該システムにおける宛名情報(住民番号)の突合を行う。	
情報の統計分析 ※		◆車種別毎の台数、調定税額に関する統計や分析は行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	

	権利利益に影響を与え得る決定 ※	◆所有情報に基づき、軽自動車税の賦課決定処理を行う。 ◆収納情報に基づき、過誤納金が発生した場合、還付、充当処理を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		軽自動車税窓口業務委託
①委託内容		◆窓口及び郵送による軽自動車の申告書等の受付、申告内容のデータ入力等及び各種問合せ対応
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	◆主たる定置場が中野区である軽自動車等の所有者
	その妥当性	◆軽自動車税の申告書には個人番号が記載される予定であり、申告書等の受付及び入力事務において、本人確認を確実にを行うため、特定個人情報ファイルにアクセスする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (業務処理用の端末)
⑤委託先名の確認方法		◆中野区区政情報の公開に関する条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		◆株式会社 ベルシステム24
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		税務システム(軽自動車税)に関する運用・保守
①委託内容		◆税務システム(軽自動車税)の運用及び保守作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	◆主たる定置場が中野区である軽自動車等の所有者
	その妥当性	◆税務システム(軽自動車税)の運用・保守のためファイルにアクセスする。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (運用・保守管理用の端末)
⑤委託先名の確認方法		◆中野区区政情報の公開に関する条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		◆株式会社RKKCS
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	◆契約に基づく納入等の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託することは禁止する。ただし、緊急その他のやむを得ない事情により第三者に委託する必要がある場合は、委託内容(範囲)、委託理由、委託先の監督方法等を明記した書面を徴取し、妥当なものであれば、再委託を認める。
	⑨再委託事項	◆税務システム(軽自動車税)の運用・保守作業の一部
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	国税庁長官
①法令上の根拠	◆番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税に関する事務
③提供する情報	◆地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車税の課税対象者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☐] その他 (国税連携システム(eLTAX) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	◆事案発生の都度(随時)

提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数		[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法		[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他（ ） [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		≪ガバメントクラウドにおける措置≫ ◆サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。 なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ◆特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 4) 3年 7) 6年以上10年未満 10) 定められていない 2) 1年 5) 4年 8) 10年以上20年未満 3) 2年 6) 5年 9) 20年以上
	その妥当性	◆地方税法第17条の5の規定により、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日まで情報を保有する必要があるため。
③消去方法		≪ガバメントクラウドにおける措置≫ ◆特定個人情報の消去は中野区からの操作によって実施される。中野区の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ◆クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ◆既存システムについては、中野区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用なくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
4 滞納整理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	◆納税者、納税承継人、納税管理人
その必要性	◆特別区民税・都民税等及び軽自動車税の適正な滞納整理業務実現のために、必要な特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	◆個人番号、その他識別情報 対象者を正確に特定するために保有 ◆4情報、その他住民票関係情報、連絡先 ①本人への連絡を行うために保有 ②催告書等の送付先を設定、確認するために保有 ◆地方税関係情報 算出された住民税額を把握するために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	区民部 税務課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課(住民情報)) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体(地方税関係情報)) ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (地方公共団体情報システム機構(本人確認情報))	
②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (住基ネットシステム、国税連携システム(eLTAX)、審査システム及び地方税外部連携システム)	
③入手の時期・頻度		◆定期的に入手(住民票関係情報に変更があった都度) 現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 ◆個別的に対応する事務(調査が必要となった都度) 他自治体からの滞納状況等調査回答に係る事務	
④入手に係る妥当性		◆住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、宛名システムの情報を取得している。 ◆地方税法331条第6項、国税徴収法146条の2により、地方税に関する調査について必要がある場合に当該調査に関し参考となる資料を取得している。	
⑤本人への明示		◆滞納状況等調査回答に係る各種情報については、地方税法331条第6項、国税徴収法146条の2の条文に基づき、収集していることが、本人に明示されている。	
⑥使用目的 ※		◆特別区民税・都民税等及び軽自動車税の適正な滞納管理	
変更の妥当性		-	
⑦使用の主体	使用部署 ※	区民部 税務課	
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		◆滞納管理に関する事務 特別区民税・都民税等及び軽自動車税の滞納情報から、財産調査、滞納処分などの滞納整理事務を行う。 ◆名寄せに関する事務 複数の宛名番号を保有する住民等の滞納情報の名寄せを行う。	
		情報の突合 ※	◆宛名システムから取得した宛名情報(住民番号)と、当該システムにおける宛名情報(住民番号)の突合を行う。
		情報の統計分析 ※	◆税の滞納整理に関する統計や分析は行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
		権利利益に影響を与え得る決定 ※	◆滞納情報に基づき、財産調査等の結果に応じて、滞納処分を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1		滞納整理支援システム保守業務	
①委託内容		◆システムの運用、保守業務 ◆法制度改正等に伴うシステムの改修作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	◆納税者、納税承継人、納税管理人	
	その妥当性	◆システムの運用・保守、及び、法制度改正等に伴うシステムの改修等の際に、滞納整理支援システムの本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。	
③委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (滞納整理支援システム端末の直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		◆中野区区政情報の公開に関する条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		◆北日本コンピューターサービス株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	◆契約に基づく納入等の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託することは禁止する。ただし、緊急その他のやむを得ない事情により第三者に委託する必要がある場合は、委託内容(範囲)、委託理由、委託先の監督方法等を明記した書面を徴取し、妥当なものであれば、再委託を認める。	
	⑨再委託事項	法制度改正等に伴うシステムの改修作業の一部	

委託事項2～5		
委託事項2		電話催告(納税の催告)・訪問業務
①委託内容		◆特別区税の未納者に対し電話催告(納税の催告)・訪問を行い、交渉結果について入力を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	◆納税者、納税承継人、納税管理人
	その妥当性	◆職員が滞納処分および折衝業務に専心するため、電話催告(納税の催告)・訪問業務を委託することにより、効率的かつ効果的な滞納整理事務が推進される。 ◆電話催告業務を行うにあたり、対象個人を確実に特定するため、特定個人情報ファイルの一部を取り扱わせる必要がある。
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (滞納整理支援システム端末の直接操作)
⑤委託先名の確認方法		◆中野区区政情報の公開に関する条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		◆株式会社 アイヴィジット
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		特別区民税・都民税等及び軽自動車税の催告書の印刷・封入封かん
①委託内容		◆特別区民税・都民税等及び軽自動車税の催告書について、区が提供する印刷データを基に、催告書の印刷・封入封かんを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	◆納税者、納税承継人、納税管理人
	その妥当性	◆催告書の印刷において、氏名・住所・税額情報が必要となるため、特定個人情報ファイルの一部を提供する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		◆中野区区政情報の公開に関する条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		◆富士ビジネス・サービス株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		データ別置保管
①委託内容		◆滞納整理支援システムが保有する重要情報を不慮の災害から守るため、外部に適切な保管環境を有する業者に保管する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	◆納税者、納税承継人、納税管理人
	その妥当性	◆システムの復旧が目的のため、システムで保管されている全対象が範囲となる。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		◆中野区区政情報の公開に関する条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		◆日本電子計算株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	国税庁長官
①法令上の根拠	◆番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税に関する事務
③提供する情報	◆地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税及び軽自動車税の課税対象者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☐] その他 (国税連携システム(eLTAX)) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	◆事案発生の都度(随時)
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[] 庁内連携システム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他（)	
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		◆入退室管理(静脈認証)を行っているサーバ室内に設置した滞納整理支援システムサーバ内に保管する。 ◆サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	◆財産調査、滞納処分などの滞納整理事務を行うため、過去の記録を保存する必要がある。
③消去方法		◆データについては、システムにて消去する。ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別添2参照

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
1 課税台帳ファイル 2 収納管理情報ファイル 3 軽自動車税情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	◆区民から申告を受ける際は、個人番号カード又は身分証明書等の提示を受けて本人確認を行い、対象者であることを確認している。 ◆中野区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報は、既存住基システムにて入力し、宛名システムへ連携された情報を参照する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ◆住民登録外者、区外居住者の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、本人等からの申告情報に基づき、当区での賦課の可否を判断し、住所地調査を行ったうえで、宛名システムに入力をした情報を参照する方法に限定されているため、対象者以外の情報を入手することはない。 ◆住民、企業、国税庁、日本年金機構等から入手する賦課資料は、基本4情報を確認し、対象者以外の情報を入手することを防止している。対象者以外の情報が含まれていた場合には、本来の提出先に送付している。 ◆他自治体等へ調査を行う際は、照会書に対象者の氏名・住所・生年月日を明記することにより、回答者が対象者以外の情報を回答することがないようにし、対象者以外の情報を入手しないようにしている。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	◆区民からの申告情報の入手は、あらかじめ定められた申告書様式により入手するため、必要な情報以外を入手することはない。 ◆中野区民及び住民登録外者、区外居住者の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、宛名システムに記録された情報を、あらかじめ定められたインターフェース仕様に基づき参照する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報は参照できない。 ◆住民、企業、国税庁、日本年金機構等から入手する賦課資料は、あらかじめ定められた帳票様式やインターフェース仕様に基づき入手するため必要な情報以外を入手することはない。 ◆他自治体等からの調査回答情報の入手は、あらかじめ定められた帳票様式に基づき入手するため必要な情報以外を入手することはない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	◆宛名システムの参照情報については、各届出等受領の際に、必ず本人あるいは代理人の本人確認が実施されており、不適切な方法での入手は行われていない。 ◆申告を受け付ける窓口や手続を住民等に対してあらかじめ周知しておくことにより、住民等からの申告を適切に受け付けている。 ◆企業、国税庁、日本年金機構等からは、あらかじめ定められた方法による情報の入手に限定することで、不適切な方法での入手を防止している。 ◆他自治体等への照会に係る事務では、照会文書（データ）はすべて上司の決裁後発行しており、それ以外での照会を禁じている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	◆区民から申告を受ける際は、個人番号カード又は身分証明書等の提示を受けて、本人確認を行っている。 ◆宛名システムの参照情報については、入手元の業務で本人確認が行われた情報を利用している。 ◆住民、企業、国税庁、日本年金機構等から入手する賦課資料は、記載された個人番号に基づき、宛名システムで本人確認を行う。 ◆他自治体等から入手する調査回答は、調査書等に記載された個人番号・基本4情報に基づき、宛名システム（滞納整理情報ファイルにおいては、滞納整理支援システム）で本人確認を行う。	

個人番号の真正性確認の措置の内容	◆区民から申告を受ける際は、個人番号カード等の提示を受けて、個人番号の真正性確認を行っている。 ◆宛名システムから参照している個人番号は、入手の段階で入手元において真正性確認を行っている。(個人番号カード等の提示)
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	◆事務処理を行った際は、確認画面や帳票出力により処理結果を確認することで、処理誤りを防止している。 ◆宛名システムから参照している個人番号は、入手の段階で本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ◆住民等への通知、調査結果等により、住民登録外者や区外居住者の情報の変動が判明した場合には、調査を行い変動が確認できれば、速やかに宛名システムに入力・修正し、特定個人情報の正確性を確保している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	◆区民から申告を受けた際は、受領した申告書を申告者ごとに整理し、あらかじめ定められた保管棚に置くことで紛失や混入を防止している。 ◆宛名システムはガバメントクラウド上に保管され外部接続できない仕組みがとられており、情報漏えい、紛失等を防止している。 ◆他自治体等への照会の際は、当区の住所等を記載した返信用封筒を同封することにより、対象者の情報が確実に入手できるようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	◆宛名システムでは、個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するように個人番号を表示させない権限設定のユーザーIDを提供しており、事務に必要な情報との紐付けは行われない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	◆税務システム(課税、収納、軽自動車税)では、特定個人情報の使用権限を持つ業務のユーザーIDと利用権限のない業務のユーザーIDをそれぞれ提供して、ログイン時に使い分けることで特定個人情報へのアクセスを管理している。 ◆滞納整理支援システムでは、番号利用業務以外の業務においては、操作権限により個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。(個人番号照会用ボタンを物理的に表示しない)
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	◆業務端末については、二要素認証(生体認証とパスワード)を導入し、厳格なユーザ認証を実施している。 ◆システムについては、ユーザID及びパスワードによる認証を実施しており、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用ができない対策を実施している。

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	◆ユーザごとのアクセス権限の登録及び変更は、情報システム担当課(滞納整理支援システムにおいては課内)の管理担当者が行っており、その他の者は、アクセス権限の登録及び変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ◆人事異動等により権限が変更または不要となった場合は、情報システム担当課(滞納整理支援システムにおいては課内)の管理担当者が不要となったユーザIDや権限を変更または削除する。	
アクセス権限の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	◆ユーザID及びアクセス権限については、情報システム担当課(滞納整理支援システムにおいては課内)の管理担当者が管理を行っており、職員の異動及び業務の担当内容の変更等について、定期的に確認し、不要となったユーザIDや権限を変更または削除している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	◆個人を特定した検索及び操作の記録を行っている。 ◆記録したログは、システム上3年間保管しており、システム全体の運用管理を担うシステム管理者が解析・追跡できる仕組みとなっている。 《滞納整理支援システム(ガバメントクラウドへのデータ移行前)における措置》 ◆記録したログは、システム上5年間保管しており、課内に置く特定のシステム担当者が解析・追跡できる仕組みとなっている。 ◆個人情報を画面表示または個人情報が表記された照会帳票の印刷及びプレビューした場合には、別途記録を取っている。	
その他の措置の内容	◆システムの運用管理においてシステムの変更や大量一括作業は複数名で行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	◆他市区町村や行政機関において住民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、漏えい事故を起こしたケースについての新聞記事等を職場内で共有し、注意喚起している。 ◆個人や他市区町村、関係機関からの問い合わせに対する対応方法について、年度当初等に文書にて注意確認を行っている。 ◆個人情報の取り扱いについてのマニュアルを作成し、従事者全員に研修を毎年1回実施し、業務外利用の禁止を徹底している。 ◆業務時間中、所属長等が定期的に職場を巡回し、情報資産の管理を徹底している。 ◆執務室の扉は施錠されており、カードキーがなければ入室できない。 休日、事前の届出がなければカードキーがあっても入室できない。 ◆執務室の扉に至るまでの廊下等には監視カメラが設置されている。 ◆個人情報に係るメモ用紙や執務室内における携帯端末(スマートフォン等)の管理を徹底している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	◆システム操作を行う端末はスクリーンショットの取得やローカルフォルダへのデータ保存をシステム上操作できなくしており、業務用端末から行うことができる処理は特定個人情報の照会・更新であり、特定個人情報ファイルそのものを複製することはできない。 ◆違反行為に対しては、区は、法の罰則規定を踏まえ適切な対応を行う。なお、職員の場合はあわせて、地方公務員法及び中野区職員の懲戒に関する規定に基づく措置を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
◆ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得し、情報資産を保護するための管理運用の体制を構築して継続的な改善に取り組んでいる。 ◆特定個人情報を記録した外部記録媒体は、暗号化を施す。					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				[] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク					
情報保護管理体制の確認		◆個人情報を扱う業務を委託するときは、個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する法律施行条例及び中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項について契約仕様に含むことで、特定個人情報の保護についても万全を期している。 ◆委託事業者の募集要項に、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が承認する「プライバシーマーク」又は「ISMS適合性評価制度」の認定を受けていることを応募要件としている。			
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[制限している]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない	
	具体的な制限方法	◆外部委託事業者向けのパスワードを発行・管理し、閲覧、更新等の処理ができる者を限定している。			
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない	
	具体的方法	◆個人を特定した検索及び操作の記録を行っている。 ◆記録したログは、システム上3年間(滞納整理支援システムにおいては5年間)保管しており、システム全体の運用管理を担うシステム管理者が解析・追跡できる仕組みとなっている。			
特定個人情報の提供ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	◆個人情報の提供の禁止を仕様書に明記している。			
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	◆個人情報の適切な取扱いに関する条項を含む契約を締結している。 ◆委託契約の報告条項に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、または書面にて報告を求める。			
特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	◆業務端末での参照、更新業務については、処理内容が限定されており、消去の必要性は生じない。 ◆区から委託先へ提供した情報の完全消去を行うとともに、消去したことを証明する書類を提出させている。			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	規定の内容	◆第三者への情報の開示・提供・漏洩の禁止(契約終了後を含む) ◆契約終了後の返還・廃棄、消去 ◆情報安全に係る事故発生時の適正措置及び報告 ◆複製の禁止 ◆目的外利用の禁止 ◆再委託の禁止 ◆従事者に対する情報安全措施の周知及び教育			

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	◆許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	◆移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ及び収受両システムのタイムスタンプにより確認できる。 ◆審査システム及び地方税外部連携システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)での情報提供においては、各システムにおいてログが取得されている。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	◆番号法及び条例の規定により認められた範囲内においてのみ、情報の提供・移転を行う。 ◆移転を開始する前に、情報を保有する部長に対し情報の利用の協議をすることを規則で定めている。	
その他の措置の内容	「住民基本台帳ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を、当区の規程に基づき厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	◆記録が残る庁内ネットワークや庁内システム間での連携によることで、不適切な移転を防止している。 ◆審査システム及び地方税外部連携システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)での情報提供においては、複数職員による確認を行うこととしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	◆品質やセキュリティが保証されている連携システムでのみの移転に限定している。 ◆移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	◆情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、番号法で認められた情報連携以外の照会ができないように、システムが拒否する仕組みとなっている。 ◆不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止するために、住民情報連携基盤システムへのログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録している。 ◆上記のとおり住民情報連携基盤システムにおいてログを取得し適宜確認しており、また、操作者、操作内容が把握可能である旨、関係者に指導している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	◆入手の安全性を確保するために、中間サーバーと住民情報連携基盤システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。 ◆入手の安全性を確保するために、情報入手は送受信するデータについて暗号化した上で行う仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	◆正確な情報を入手するために、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者の特定個人情報のみを入手する仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	◆不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止するために、住民情報連携基盤システムへのログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録している。 ◆情報提供ネットワークで特定個人情報を送信する場合、情報の暗号化を行うとともに、照会者の中間サーバーでのみ複号できる仕組みとなっている。 ◆住民情報連携基盤システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスができない仕組みとなっている。 ◆中間サーバーでは情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に自動で削除する仕組みとなっている。 ◆中間サーバーと住民情報連携基盤システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。 ◆中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとなっている。 ◆中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が不適切な方法での情報提供を行えないように、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	◆特定個人情報の情報照会があった場合、番号法で提供が認められている事務以外に情報を提供しないように、システムで判別する仕組みとなっている。 ◆特定個人情報が不正に提供されないように、情報照会に対しては業務コードを判別することによりシステムが自動的に照会内容に対応する情報を送付する仕組みとなっている。 ◆特に重要な対応が求められる情報については、自動的に送付しないように制限をかけて送信内容を確認してから提供できるように情報提供側で設定できる仕組みとなっている。 ◆職員による不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止するために、住民情報連携基盤システムへのログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	◆提供の安全性を確保するために、情報提供は送受信するデータについて暗号化した上で行う仕組みとなっている。 ◆職員による不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止するために、住民情報連携基盤システムへのログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録している。 ◆法や規定等で定められた方法以外で提供が行われないように、中間サーバーと住民情報連携基盤システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。 ◆中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとなっている。 ◆中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が不適切な方法での情報提供を行えないように、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	◆誤った相手に特定個人情報が提供されないように、情報照会者の情報を適切に受領し、照会者へ自動的に提供する仕組みとなっている。 ◆誤った特定個人情報が提供されないように、情報提供内容をシステムでチェックし、接続端末の画面でも情報提供内容を確認できる仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
◆不正な名寄せが行われないように、特定個人情報の提供を管理するために個人番号に代わって用いられる符号(情報提供用個人識別符号)を情報連携においてのみ利用することがシステム上担保されている。 ◆外部から不正に特定個人情報にアクセスされないように、中間サーバーと住民情報連携基盤システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。また、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとなっている。 ◆中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化するために、特定個人情報の管理は地方公共団体のみが行う。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>> ◆中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <<ガバメントクラウドにおける措置>> ◆ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達している。システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ◆事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <<滞納整理支援システム(ガバメントクラウドへのデータ移行前)における措置>> ◆入退室管理(静脈認証)されているサーバ室内の滞納整理支援システムサーバで管理されている。 ◆監視カメラを設置し24時間監視体制をとっている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>> ◆中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ◆中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ◆導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <<ガバメントクラウドにおける措置>> ◆国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ◆中野区が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)兼ガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ◆クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ◆クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ◆中野区が委託したASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ◆ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ◆中野区やASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ◆中野区が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <<滞納整理支援システム(ガバメントクラウドへのデータ移行前)における措置>> ◆インターネットとの通信回線の分離 ◆コンピュータウイルス対策ソフトウェアの導入及び更新

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	◆ガバメントクラウド上の税務システム(課税、収納、軽自動車税)サーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法で、安全管理措置を実施している。 ≪滞納整理支援システム(ガバメントクラウドへのデータ移行前)における措置≫ ◆サーバ室内の滞納整理支援システムサーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法で、安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	◆既存住基システムは、住基法施行令第11条(届出に基づく住民票の記載等)及び第12条(職権による住民票の記載等)の規定に基づき住民票の記載、削除又は記載の修正を行うとともに、住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき、必要な措置を講じること、特定個人情報の正確性を確保している。 ≪滞納整理支援システム(ガバメントクラウドへのデータ移行前)における措置≫ ◆住民登録外者や区外居住者については、住民等への催告、調査結果等により修正する必要がある場合には速やかに宛名システムを修正し、最新の情報が滞納整理支援システムに連携されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	≪当区における措置≫ ◆データベースに記録されたデータは、システム機能にて物理削除する。 なお、滞納整理支援システムにおいては、既存の宛名情報全件を削除した後、宛名システムの最新宛名情報を取り込むことにより、差分(古い宛名情報)が存在しなくなる。 この処理を年1回実施し、最新の宛名情報のみとなったことを確認する。 ◆紙媒体については、外部業者による溶解処理を行い、その内容を記録する。 ≪ガバメントクラウドにおける措置≫ ◆データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
	具体的なチェック方法	◆特定個人情報保護評価に関する規則第14条に規定する評価書の見直しについて、評価書の内容と運用実態のチェックを1年に1回担当部署内において行う。
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
	具体的な内容	◆当区における措置 中野区情報安全対策方針及び同基準に基づき、情報資産全体の情報安全保護についての外部監査を定期的に行う。監査結果を踏まえ、情報安全対策の改定の際に活用することとしている。 ◆中間サーバー・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ◆ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達している。ISMAPに基づき、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
	具体的な方法	◆区の職員に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を区として毎年度実施するとともに、その記録を残している。 ◆各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ◆臨時職員に対して、採用時に区として共通の個人情報保護・情報セキュリティ遵守事項の研修を実施するとともに、遵守同意書に署名を受けている。 ◆委託事業者に対しては、契約の条項の中で従事者に対する情報安全措置の周知及び教育を義務付けている。 ◆違反行為に対しては、区は、法の罰則規定を踏まえ適切な対応を行う。なお、職員の場合はあわせて、地方公務員法及び中野区職員の懲戒に関する規定に基づく措置を講じる。
3. その他のリスク対策		
◆ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する中野区及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上で業務アプリケーションの運用に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国がクラウド事業者との契約に基づき対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、中野区に業務アプリケーションサービスを提供するASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者が対応する。 具体的な取り扱いについて疑義が生じる場合は、中野区と国及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号 中野区役所 区民部 税務課 03-3228-8816
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条第1項に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	—
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料額: 写しの交付10円/1枚 納付方法: 現金)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	課税台帳ファイル、収納管理情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、滞納整理情報ファイル
公表場所	中野区ホームページ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号 中野区役所 区民部 税務課 03-3228-8816
②対応方法	問合せを受け付けた際には、対応内容について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月22日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	◆中野区自治基本条例及び中野区パブリック・コメント手続に関する規則の規定に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、区報に公表している旨の記事を掲載し、区ホームページへの掲載と税務課、区政資料センター及び区民活動センターの窓口にて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和8年10月16日 ～ 令和8年11月16日
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別紙1)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<課税台帳ファイル>

情報提供ネットワークシステムによる提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
1	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1項	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの
2	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の4項	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの
5	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の5項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの
6	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の7項	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
7	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11項	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの
8	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの
9	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
10	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの
11	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の28項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの
12	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の37項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
13	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の39項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの
14	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの
15	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
16	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の49項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの

(別紙1)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<課税台帳ファイル>

情報提供ネットワークシステムによる提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
17	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53項	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の57項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の58項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の59項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の63項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの
22	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の66項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
25	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の73項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの
26	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の75項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
27	住宅地区改良法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の76項	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
28	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の81項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの
29	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の84項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの
31	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の86項	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの
32	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの

(別紙1)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<課税台帳ファイル>

情報提供ネットワークシステムによる提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
33	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の88項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の89項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの
35	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の90項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の91項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの
37	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の92項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの
38	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の96項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の98項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの
40	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの
41	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の108項	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの
42	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の124項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの
44	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの
45	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の129項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三
46	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の130項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの
47	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の132項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの
48	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの

(別紙1)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<課税台帳ファイル>

情報提供ネットワークシステムによる提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
49	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の138項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの
50	独立行政法人農業者年金基金	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の140項	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの
51	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141項	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの
52	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の142項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの
53	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの
54	総務大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の147項	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の151項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの
56	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の152項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの
57	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155項	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの
58	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の156項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの
59	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの
60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の160項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの

(別紙1)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<課税台帳ファイル>

情報提供ネットワークシステムによる提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
61	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の161項	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。))に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。))の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの
62	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の163項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの
63	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の164項	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの
64	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の165項	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの
65	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の166項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの
66	文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の167項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの
67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の168項	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの
68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の169項	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの
69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の170項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの
70	文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の171項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの
71	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の172項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの
72	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の173項	特定疾患治療研究事業について(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの

(別紙2)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<課税台帳ファイル>

庁内連携による移転先一覧(法定事務)

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
1	児童福祉課	番号法第9条第2項、 中野区個人番号の利用 及び特定個人情報の 提供に関する条例	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	子育て支援課		児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	障害福祉課		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	障害福祉課		児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	保健予防課		予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	障害福祉課		身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	生活援護課		生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	住宅課		公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	保険医療課		国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	障害福祉課		知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	子育て支援課		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	福祉推進課		老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	福祉推進課		老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	生活援護課		母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
15	子育て支援課		母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者に現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	子育て支援課		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	子育て支援課		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<課税台帳ファイル>

庁内連携による移転先一覧(法定事務)

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
18	障害福祉課	番号法第9条第2項、 中野区個人番号の利用 及び特定個人情報の 提供に関する条例	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	子育て支援課		母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	子育て支援課 職員課		児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	生活援護課		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	介護保険課		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	保健予防課		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	子育て支援課 障害福祉課		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	保育園・幼稚園課		子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	総務課		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定

(別紙2)

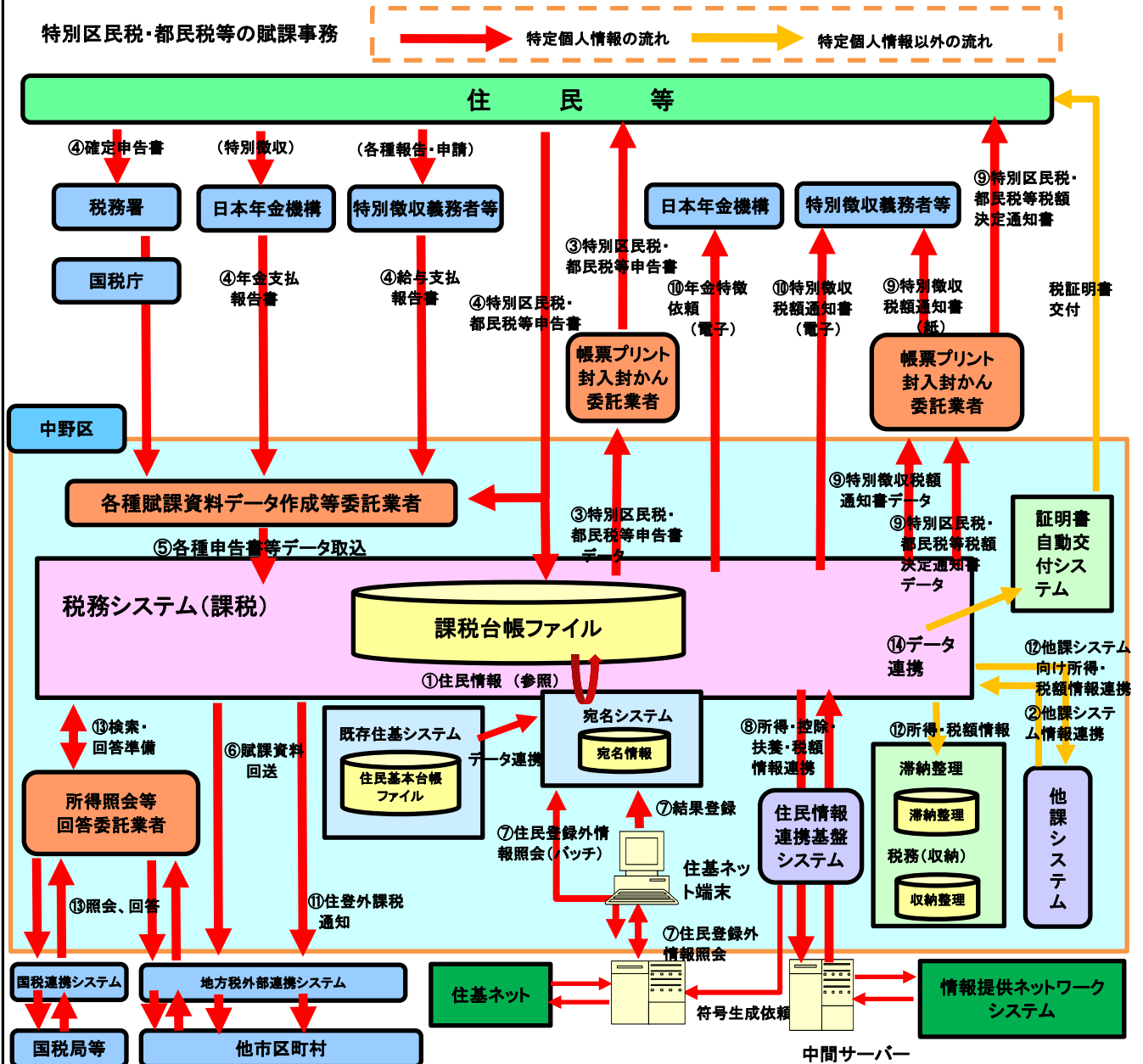
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<課税台帳ファイル>

庁内連携による移転先一覧(番号法第9条第2項関係 独自利用事務)

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
1	子育て支援課	番号法第9条第2項、 中野区個人番号の利用 及び特定個人情報の 提供に関する条例	児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2	障害福祉課		障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3	子育て支援課		ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4	介護保険課		介護保険に係る特別給付における寝具乾燥サービスに関する事務であって規則で定めるもの
5	介護保険課		介護保険に係る保険料の減額に関する事務であって規則で定めるもの
6	障害福祉課		外出の困難な重度身体障害者等に係る電話の基本料金等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7	障害福祉課		車椅子を利用する在宅の身体障害者等に係る外出の支援に関する事務であって規則で定めるもの
8	保育園・幼稚園課		私立の幼稚園等の保育料等に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
9	障害福祉課		屋外での移動が困難な障害者等に係る外出の支援に関する事務であって規則で定めるもの
10	障害福祉課		重度障害者等の居住する住宅に係る浴室等の改善に関する事務であって規則で定めるもの
11	生活援護課		生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
12	保育園・幼稚園課		保育所保育料の減額に関する事務であって規則で定めるもの
13	障害福祉課		難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
14	保育園・幼稚園課		中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例第10条の規定による認証保育所その他の保育施設を利用する児童の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
15	障害福祉課		心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
16	障害福祉課		外出の困難な身体障害者等に係るタクシー又はガソリン等の供給に関する事務であって規則で定めるもの
17	子育て支援課		高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
18	地域包括ケア推進課		おむつの支給に関する事務であって規則で定めるもの

(別添1) 事務の内容

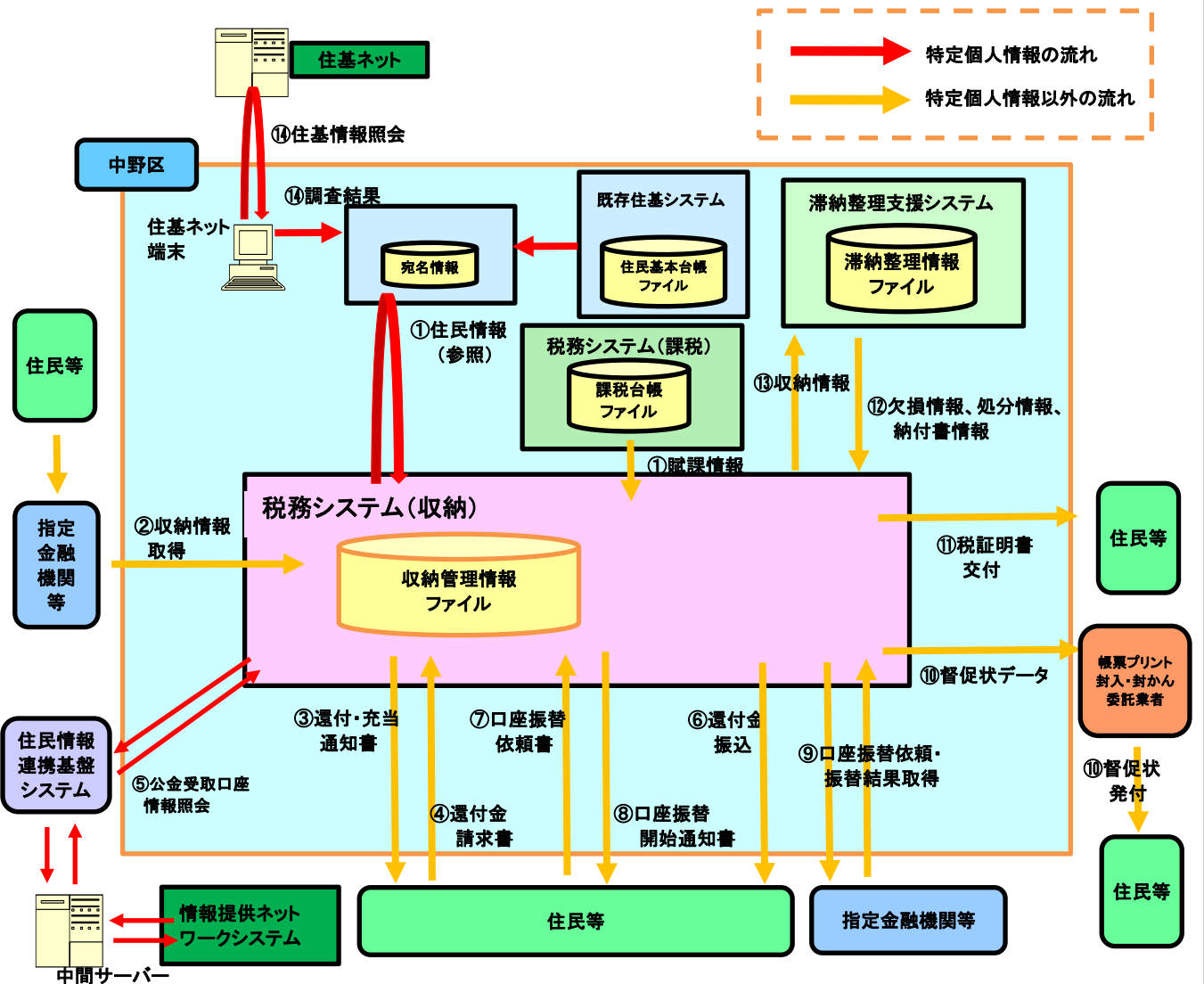


(備考)

- ① 住民情報を宛名システムから参照する。
- ② 特別区民税・都民税等の賦課に必要となる情報(生活保護情報等)を他課のシステムから取得する。
- ③ 特別区民税・都民税等の申告対象者情報を委託業者へ提供、特別区民税・都民税等申告書を作成し、住民等に送付する。
- ④ 賦課資料等(特別区民税・都民税等申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書など)の情報を区民等または国税庁、日本年金機構、特別徴収義務者等から取得する。
- ⑤ 取得した各種賦課資料を税務システム(課税)に取り込む。
- ⑥ 取得した賦課資料のうち、中野区の賦課対象でない者の賦課資料を他市区町村へ送付する。
- ⑦ 住民登録外者の住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。(単件処理・バッチ処理)
- ⑧ 特別区民税・都民税等の賦課に必要となる情報を住民情報連携基盤システム経由で他市区町村より取得する。
また、所得情報等を住民情報連携基盤システム経由で中間サーバーへ連携する。
- ⑨ 各種申告情報により特別区民税・都民税等の賦課決定を行い、税額決定通知書情報を委託業者へ提供、特別区民税・都民税等税額決定通知書を特別徴収義務者、住民等に発付する。
- ⑩ 電子手続により提出された年金支払情報及び給与支払情報にかかる税額決定通知等については、電子データで通知する。
- ⑪ 住民登録外で賦課した者の住民登録をしている他市区町村に対し、地方税法第294条3項に従い通知する。
- ⑫ 決定・通知された賦課情報を他課システム及び税務システム(収納)並びに滞納整理支援システムへ連携する。
- ⑬ 国税局、他市区町村等との電子照会、回答事務を国税連携システム及び地方税外部連携システムを使用して行う。
- ⑭ 税証明の発行に必要となる所得情報等を証明書自動交付システムへ連携する。

(別添1) 事務の内容

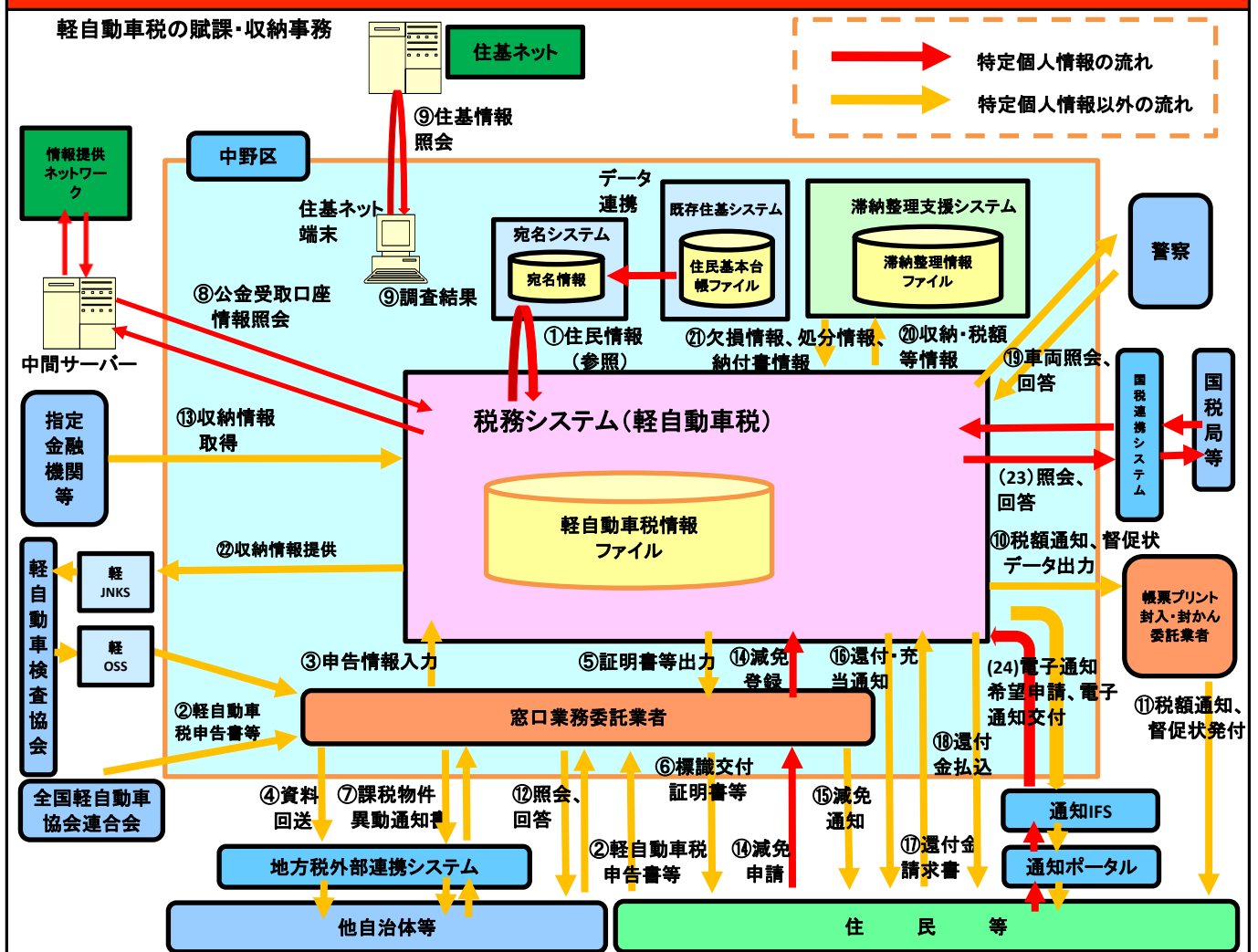
特別区民税・都民税等の収納事務



(備考)

- ① 住民情報を宛名システムから参照する。また、賦課情報を税務システム(課税)から取得する。
- ② 住民等からの収納情報を指定金融機関等を経由して取得し、税務システム(収納)に取り込む。
- ③ 過納・誤納が発生した場合は、還付・充当通知書を住民等に送付する。
- ④ 住民等から還付金請求書(口座振込依頼書含む)を取得する。
- ⑤ 公金受取口座情報を情報提供ネットワークシステムから参照する。
- ⑥ 住民等の口座へ過納・誤納による還付金を返還する。
- ⑦ 住民等から口座振替依頼書を取得する。
- ⑧ 住民等に口座振替開始通知書を送付する。
- ⑨ 指定金融機関等に口座振替依頼を行い、その結果を受領する。
- ⑩ 督促状の発付対象者情報を委託業者へ提供、督促状を作成し、住民等に送付する。
- ⑪ 住民等に税証明書を発行する。
- ⑫ 滞納整理支援システムから欠損情報、処分情報、納付書情報を連携する。
- ⑬ 滞納整理支援システムへ収納情報を連携する。
- ⑭ 現住所が不明な者について住基ネット端末により調査を行い、調査結果を宛名システムに登録する。

(別添1) 事務の内容

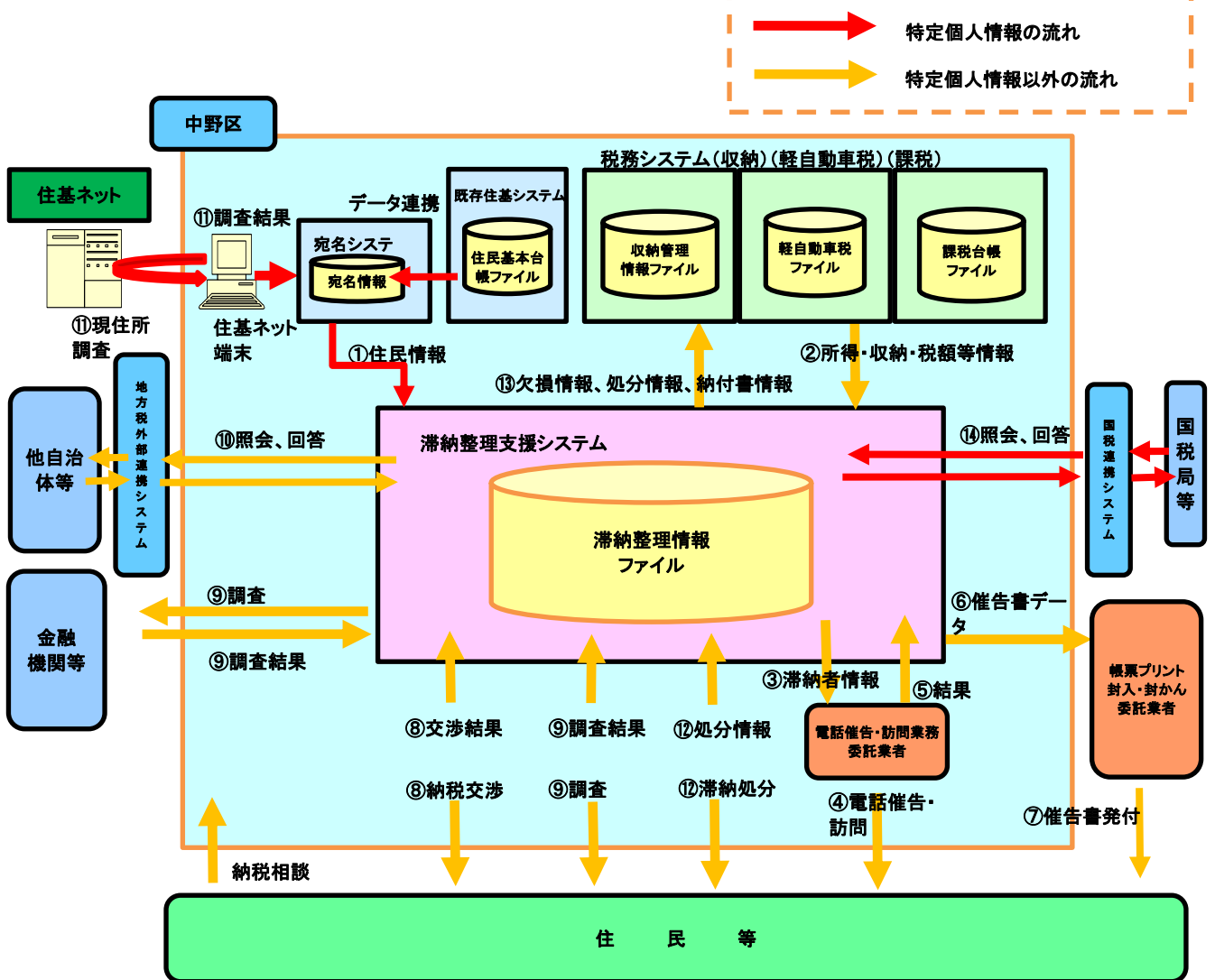


(備考)

- ① 住民情報を宛名システムから参照する。
- ② 住民、全国軽自動車協会連合会、他自治体等から各種申告書等を取得する。
- ③ 各種申告書等の情報を税務システム(軽自動車税)へ登録する。
- ④ 中野区の課税対象者でない場合には、該当の自治体に資料を送付する。
- ⑤ 各種証明書等を出力する。
- ⑥ 出力した各種証明書等(標識交付証明書等)を住民等に交付する。
- ⑦ 課税物件異動通知書を他自治体に送付する。(他自治体ナンバー→中野ナンバー)
他自治体から課税物件異動通知書を受付、廃車入力する。(中野ナンバー→他自治体ナンバー)
- ⑧ 公金受取口座情報を情報提供ネットワークシステムから参照する。
- ⑨ 住民登録外者の住民票関係情報を住基ネットにより調査し取得する。取得した情報は宛名システムへ入力する。
- ⑩ 税額通知データ及び督促状データを委託業者へ提供する。
- ⑪ 委託業者から納品された税額決定通知、督促状を住民に送付する。
- ⑫ 本籍地市区町村へ住所調査票を郵送する。又は⑨住基ネットより調査を行う。
- ⑬ 指定金融機関等から収納データを取得し、税務システム(軽自動車税)に取込む。
- ⑭ 住民等から減免、免除申請書を取得し、税務システム(軽自動車税)に登録する。
- ⑮ 住民等に減免、免除決定通知を送付する。
- ⑯ 過誤納が発生した場合、還付充当通知書を作成し、住民等に送付する。
- ⑰ 住民等から還付金請求書を取得し、税務システム(軽自動車税)に入力する。
- ⑱ 住民等の口座へ過納・誤納による還付金を返還する。
- ⑲ 警察からの車両照会書(放置バイク等)に対して回答する。
- ⑳ 収納・税額等情報を滞納整理支援システムに連携する。
- ㉑ 滞納整理支援システムから欠損情報、処分情報を取得する。
- ㉒ 収納データを軽JNKSを介して軽自動車検査協会へ提供する。
- (23) 国税局等との電子照会、回答事務を国税連携システムを使用して行う。
- (24) 通知IFSを通じて電子通知希望申請が行われた場合は、電子納税通知書等を交付する。

(別添1) 事務の内容

特別区民税・都民税等及び軽自動車税の滞納整理事務



(備考)

- ① 住民情報を宛名システムより取得する。
- ② 特別区民税・都民税等及び軽自動車税に関する所得・収納・税額等の情報を税務システムの各ファイルから取得する。
- ③ 電話催告・訪問業務委託業者が電話催告・訪問に必要な滞納者情報を閲覧する。(端末)
※個人番号については閲覧できない設定
- ④ 滞納者に対し、電話催告・訪問業務委託業者が電話催告・訪問を行う。
- ⑤ 電話催告・訪問業務委託業者が電話催告・訪問の結果を登録する。
- ⑥ 催告書データを出力し、委託業者に提供する。
- ⑦ 委託業者から納品された催告書を住民に送付する。
- ⑧ 納税交渉により、分割納付等の処理を行い、交渉結果を登録する。
- ⑨ 納税がない場合は、住民や金融機関等に財産調査を行い、調査結果を登録する。
- ⑩ 転出した滞納者にかかる調査を他自治体等に行い、調査結果を登録する。
- ⑪ 現住所が不明な滞納者について住基ネット端末により調査を行い、調査結果を宛名システムに登録する。
- ⑫ 調査の結果に応じて滞納処分を行う。
 - ◆財産がある場合：差押・参加差押・交付要求処理し、処分通知を行う。
 - ◆滞納処分後も納付がない場合：換価・公売を行い、配当・充当を行う。
 - ◆調査の結果財産なしの場合：執行停止、不能欠損処理を行う。
- ⑬ 滞納整理支援システムから欠損情報、処分情報、納付書情報を税務システム(収納)の収納管理情報ファイルへ連携する。
- ⑭ 国税局等との電子照会、回答事務を国税連携システムを使用して行う。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

≪1 課税台帳ファイル≫

(1) 当初資料ファイル

ア. 資料_基本情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、資料作成方法区分、資料詳細区分、合算区分、優先課税資料区分、徴収区分、指定番号、整理番号、受給者番号、資料個人番号、資料生年月日、資料氏名カナ、税務署連絡区分、警告エラー無視、強制課税区分、手入力、青色申告、エラー有無、エラー区分、併徴元資料、転送区分、転送先コード、転送日、翌年申告書作成区分、発送区分、調査コード、取消区分、強制親該当、国税連携区分、前職給報該当、還付申告、申告日、配当・株式等譲渡の申告不要制度適用、専従者給報該当、乙欄、死亡退職、災害者、外国人、就退職区分、就退職日、年調済、租税条約、摘要欄、非居住者である親族の数、控除対象扶養親族の欄外記載、16歳未満扶養親族の欄外記載、訂正削除等区分、ファイル名、資料種別、提出日、特例適用条文コード1、特例適用条文コード2、特例適用条文コード3、免税外肉用牛総合課税、本人 特別障害、本人 その他障害、本人 寡婦、本人 寡夫、本人 ひとり親、本人 勤労学生、本人 未成年、同一生計配偶者あり、同一生計配偶者あり(老人)、扶養 年少人数、扶養 一般人数、扶養 特定人数、扶養 老人同居人数、扶養 老人合計人数、扶養 障害(特別同居)人数、扶養 障害(特別合計)人数、扶養 障害(その他)人数、専従者 配偶者あり、専従者 その他人数、専従者控除(配偶者)、専従者控除(その他)、住宅居住開始年月日1、住宅居住開始年月日2、住宅借入金等年末残高1、住宅借入金等年末残高2、住宅借入区分1、住宅借入区分2、特定取得区分1、特定取得区分2、住宅借入金等特別控除適用数 等

イ. 資料_所得情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、収入所得コード、収入所得金額、給与収入(一般)、給与収入(専従)、特定支出控除額、給与、所得金額調整控除額、前職分給与収入、住宅借入金等特別控除可能額 等

ウ. 資料_控除情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、控除コード、控除額、所得控除合計計算値、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料、住宅借入金特別控除、旧生命保険支払額(生命保険料内訳)、新生命保険支払額(生命保険料内訳)、旧生命保険支払額(生命保険料内訳)、新個人年金支払額(生命保険料内訳)、地震保険料旧長期支払額、介護医療支払額(生命保険料内訳)、基礎、配偶者、配偶者特別、配偶者所得、国民年金保険料等 等

エ. 資料_国税情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、国税コード、国税金額、源泉徴収税額、未納付の源泉徴収税額、源泉徴収税額計算値、定率控除額(所得税) 等

オ. 資料記載扶養管理

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、対象区分、記載順、資料個人番号、資料氏名カナ、資料氏名漢字、資料生年月日、非居住者該当、扶養親族宛名番号、同一生計配偶者該当、資料続柄、合計所得金額48万円以下該当、障害者該当、特別障害者該当、国外居住該当、国外居住年調該当、16歳未満該当、所得金額調整控除該当、別居該当 等

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

カ. 資料記載専従管理

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、記載順、資料個人番号、資料氏名カナ、資料氏名漢字、資料生年月日、非居住者該当、専従者宛名番号、配偶者該当、資料続柄、専従者控除額 等

キ. 資料記載法人番号管理

課税区、算定団体コード、年度分、指定番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、更新済、エラー区分、法人番号 等

ク. 扶養情報

課税区、年度分、宛名番号_被扶養者、宛名番号_扶養者、履歴連番、扶養関係区分、専従区分、障害区分、扶養区分、世帯外被扶養者該当、住登外被扶養者該当、世帯外配偶者該当、国外扶養者該当、国外扶養者申告有無、登録事由、照会区分(他市照会)、照会先(他市照会)、扶養否認該当 等

ケ. 申告特例通知情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、寄附先コード、個人番号、資料生年月日、資料氏名カナ、合計寄附金額、取消区分、訂正削除等区分 等

(2) 障害者ファイル

ア. 納税義務者情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、履歴連番、未申告区分、寡婦理由、前年度_国保納付額(特徴)、前年度_国保納付額(普徴)、前年度_介護納付額(特徴)、前年度_介護納付額(普徴)、前年度_後期納付額(特徴)、前年度_後期納付額(普徴)、身体障害者_障害区分、身体障害者_等級区分、身体障害者_初回手帳交付日、身体障害者_手帳返還日、身体障害者_手帳再交付日、療育_障害区分、療育_等級区分、療育_初回手帳交付日、療育_手帳返還日、療育_手帳再交付日、精神障害者_障害区分、精神障害者_等級区分、精神障害者_初回手帳交付日、精神障害者_手帳返還日、精神障害者_手帳再交付日、精神障害者_有効期限、戦傷病者_障害区分、戦傷病者_等級区分、戦傷病者_初回手帳交付日、戦傷病者_手帳返還日、戦傷病者_手帳再交付日、生活保護該当、申告書発送停止希望、申告書発送停止希望_引継ぎ区分、基礎年金番号、市税事務所コード 等

(3) 生活保護ファイル

ア. 納税義務者情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、履歴連番、未申告区分、寡婦理由、前年度_国保納付額(特徴)、前年度_国保納付額(普徴)、前年度_介護納付額(特徴)、前年度_介護納付額(普徴)、前年度_後期納付額(特徴)、前年度_後期納付額(普徴)、身体障害者_障害区分、身体障害者_等級区分、身体障害者_初回手帳交付日、身体障害者_手帳返還日、身体障害者_手帳再交付日、療育_障害区分、療育_等級区分、療育_初回手帳交付日、療育_手帳返還日、療育_手帳再交付日、精神障害者_障害区分、精神障害者_等級区分、精神障害者_初回手帳交付日、精神障害者_手帳返還日、精神障害者_手帳再交付日、精神障害者_有効期限、戦傷病者_障害区分、戦傷病者_等級区分、戦傷病者_初回手帳交付日、戦傷病者_手帳返還日、戦傷病者_手帳再交付日、生活保護該当、申告書発送停止希望、申告書発送停止希望_引継ぎ区分、基礎年金番号、市税事務所コード 等

(4) 年金特徴ファイル

ア. 公的年金特別徴収対象者

捕捉年度、宛名番号、課税区、データ区分、履歴連番、レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、予備1、特別徴収制度コード、作成年月日、年金保険者用整理番号1、年金コード、予備2、生年月日、性別、氏名カナ、氏名漢字、郵便番号、住所カナ、住所漢字、各種区分コード、処理結果コード、予備3、各種年月日、支払額(10月分)、支払額(12月分)、支払額(2月分)、支払額(4月分)、支払額(6・8月分)、本徴収額合計、仮徴収額合計、年金受給額、停止年月、予備4、年金保険者用整理番号2、個人番号、特徴開始月、特徴開始期別、特徴依頼日、突合結果コード、突合区分、特徴状態、レコード番号 等

イ. 受理データ(データ部)情報

捕捉年度、受理周期、受理年月日、ファイル名、レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、予備1、特別徴収制度コード、作成年月日(西暦年月日)、年金保険者用整理番号1、年金コード、予備2、生年月日(西暦年月日)、性別、氏名カナ、氏名漢字、郵便番号、住所(カナ)、住所(漢字)、各種区分コード、処理結果コード、予備3、各種年月日(西暦年月日)、各種金額欄(金額1)、各種金額欄(金額2)、各種金額欄(金額3)、各種金額欄(金額4)、各種金額欄(金額5)、各種金額欄(金額6)、各種金額欄(金額7)、各種金額欄(金額8)、停止年月、予備4、年金保険者用整理番号2、個人番号、レコード番号、エラー区分、連番(データ連番) 等

(5) 課税台帳ファイル

ア. 課税 基本情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、異動日、更正日、確定申告日、賦課決定日、異動事由、通知事由、優先課税資料区分、確定申告書提出有、個人住民税申告書提出有、徴収区分、指定番号、整理番号、受給者番号、警告エラー無視、強制課税区分、非課税判定区分、均等割軽減区分、手入力、青色申告、減免普徴開始月、減免特徴開始月、減免公徴開始月、減免率、免税外肉用牛総合課税、年特継続区分、年特義務者コード、年金特徴中止区分、翌年度仮徴収中止区分、本人 特別障害、本人 その他障害、本人 老年者、本人 寡婦、本人 寡夫、本人 ひとり親、本人 勤労学生、本人 未成年、本人 夫あり、同一生計配偶者あり、同一生計配偶者あり(老人)、扶養 年少、扶養 一般、扶養 特定、扶養 老人同居、扶養 老人合計、扶養 障害(特別同居)、扶養 障害(特別合計)、扶養 障害(その他)、専従者 配偶者あり、専従者 その他、専従者控除(配偶者)、専従者控除(その他)、所得割 市(減免後)(適用税率)、所得割 県(減免後)(適用税率)、均等割 市(軽減後・減免後)、均等割 県(減免後)、市民税 合計(適用税率)、県民税 合計(適用税率)、森林環境税、差引年税額、所得割 市(減免後)(税源移譲前)、所得割 県(減免後)(税源移譲前)、市民税(税源移譲前)、県民税(税源移譲前) 等

イ. 課税所得情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、収入所得コード、収入所得金額、営業等、営業等収入、営業(営業等内訳)、営業収入(営業等内訳)、漁業(営業等内訳)、漁業収入(営業等内訳)、他事(営業等内訳)、他事収入(営業等内訳)、農業、農業収入、肉用牛(免税・除外計)、肉用牛収入、肉用牛売却価格、不動産、不動産収入、利子、利子収入、配当(配当控除適用分)、配当収入(配当控除適用分)、配当(私募証券)、配当収入(私募証券)、配当(一般外貨建等証券)、配当収入(一般外貨建等証券)、配当(配当控除適用無分)、配当収入(配当控除適用無分)、配当(非上場少額)、配当収入(非上場少額)、給与、給与収入(一般)、給与(調整控除前)、公的年金等、公的年金等収入、業務雑(内訳)、業務雑収入(内訳)、その他雑(内訳)、その他雑収入(内訳)、雑、雑収入、総合短期譲渡(特別控除後)、総合短期譲渡収入、総合長期譲渡収入、総合長期譲渡(特別控除前・2分の1前)、一時(特別控除後・2分の1前)、一時収入、一時(特別控除)、譲渡・一時(2分の1後)、分離短期一般(特別控除前)、分離短期一般収入、分離短期一般(特別控除)、分離短期軽減(特別控除前)、分離短期軽減収入、分離短期軽減(特別控除)、分離長期一般(特別控除前)、分離長期一般収入、分離長期一般(特別控除)、分離長期特定(特別控除前)、分離長期特定収入、分離長期特定(特別控除)、分離長期特定(居住特例)、分離長期軽減(特別控除前)、分離長期軽減収入、分離長期軽減(特別控除)、分離未公開有価証券(特例)、分離未公開有価証券収入(特例)、分離上場株式等譲渡、分離上場株式等譲渡収入、分離上場配当、分離上場配当収入、分離事業・雑、分離事業・雑収入、分離先物取引、分離先物取引収入、分離山林(特別控除前)、分離山林収入、分離山林(特別控除)、分離山林(特別控除後)、分離退職、分離退職収入、障害退職該当、特定役員該当、勤務年数、総合純損失、雑損失、長期(居住特例)の損失、株式等譲渡繰越損失、上場配当繰越損失、経常所得、総合譲渡・一時、分離短期一般(損益通算・特別控除後)、分離短期軽減(損益通算・特別控除後)、分離長期一般(損益通算・特別控除後)、分離長期特定(損益通算・特別控除後)、分離長期軽減(損益通算・特別控除後)、分離山林、分離退職、配当割額、推定所得(国保用)、繰越損失(国保用)、繰越損失軽減用(国保用)、非課税所得区分1、非課税所得金額1、変動所得、臨時所得、譲渡割額 等

ウ. 課税控除情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、控除コード、控除額、所得控除合計、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、生命保険料(所得税)、新生命保険支払額(生命保険料内訳)、旧生命保険支払額(生命保険料内訳)、新個人年金支払額(生命保険料内訳)、旧個人年金支払額(生命保険料内訳)、介護医療保険料(生命保険料内訳)、地震保険料、地震保険料(所得税)、地震保険料支払額、地震保険料旧長期支払額、寡婦、寡夫、ひとり親、勤労学生、配偶者、配偶者特別、配偶者特別(所得税)、配偶者所得、扶養、一般扶養、特定扶養、老人扶養、障害者扶養、年少扶養、基礎、雑損、医療費、医療費計算値、医療費支払額、医療費補てん額、医療費特例該当、寄附金、寄附金(所得税)、寄附金(ふるさと納税)、寄附金(ワンストップ特例)、寄附金(共同募金・日赤支部)、寄附金(都道府県条例指定)、寄附金(市区町村条例指定)、特定寄附金、震災関連寄附金(限度額80%の分)(所得税)、特定震災指定寄附金(税額控除適用分)(所得税)、認定NPO寄附金(税額控除適用分)(所得税) 等

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

エ. 課税 税額情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、税額コード、税額 市(税源移譲前)、税額 県(税源移譲前)、税額 市(適用税率)、税額 県(適用税率)、調整控除、配当控除、配当控除計算値、住宅借入金等特別控除、寄附金控除、申告特例控除(住民税寄附金控除内訳)、外国税額控除、税額調整額、定率控除額、配当・譲渡割額、配当譲渡割控除不足額、老年者非課税経過措置、税源移譲減額、端数、所得割(税額控除後)、所得割(端数切捨て前)、減免額(所得割)、免税額(所得割)、均等割、減免額(均等割)、軽減額(均等割) 等

オ. 課税 課税情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、課税標準コード、課税標準額、所得割額 市(税源移譲前)、所得割額 県(税源移譲前)、所得割額 市(適用税率)、所得割額 県(適用税率)、総合、総合計算値、肉用牛、山林、退職、事業・雑、短期一般、短期軽減(国・地方)、長期特定(優良住宅)、長期軽減(居住財産)、上場株式等配当等、先物取引、合計 等

カ. 課税 国税情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、国税コード、国税金額、課税される所得金額、配当控除(所得税)、配当控除計算値(所得税)、住宅借入金等特別控除(所得税)、政党等寄附金等特別控除、外国税額控除(所得税)、定率控除額(所得税)、総合所得税、総合所得税計算値、土地等所得税、土地等所得税計算値、分離短期所得税、分離短期所得税計算値、分離長期所得税、分離長期所得税計算値、株式譲渡(未公開分)所得税、株式譲渡(未公開分)所得税計算値、一般株式等譲渡所得税、一般株式等譲渡所得税計算値、株式譲渡(上場分)所得税、株式譲渡(上場分)所得税計算値、上場株式等譲渡所得税、上場株式等譲渡所得税計算値、株式等譲渡所得税、株式等譲渡所得税計算値、上場株式配当等所得税、上場株式配当等所得税計算値、先物取引所得税、先物取引所得税計算値、山林所得税、山林所得税計算値、退職所得税、退職所得税計算値、特例肉用牛所得税、特例肉用牛所得税計算値、その他税額控除(所得税)、所得税住宅耐震改修特別控除等、住宅耐震特別控除、住宅特定改修控除、認定長期優良控除、所得税額、所得税額計算値、所得税額(税額控除前)、所得税災害減免額、再差引所得税額、再差引所得税額計算値、復興特別所得税額、復興特別所得税額計算値、所得税及び復興特別所得税の額、所得税及び復興特別所得税の額計算値、源泉徴収税額、源泉徴収税額計算値、予定納税額、納める税金、還付される税金、申告納税額、税額控除合計、住民税予想額、所得税実徴収額、期限内納付額、延納届出額 等

(6) 事業所情報ファイル

ア. 事業所情報

課税区、宛名番号、指定番号、履歴連番、個人事業主・法人区分、休業該当、除籍区分、除籍日、異動入力日、税額通知出力区分、帳票内ソート対象区分 等

(7) 宛名ファイル

ア. 宛名基本

宛名番号、個人履歴番号、個人履歴番号_枝番号、登録業務コード、登録業務詳細コード、改製番号、世帯番号、住民区分、住民種別、住民状態、個人番号、法人番号、異動年月日、異動年月日不詳フラグ、異動年月日不詳表記、異動届出年月日、異動事由コード、異動区分、申出年月日、通知年月日、記載等の種別、氏名、氏_漢字、名_漢字、氏名_外国人アルファベット、氏名_外国人漢字、氏名_読みかな、氏_日本人_読みかな、名_日本人_読みかな、氏名カナ確認状況、氏名のカタカナ表記、請求日、旧氏、旧氏_読みかな、旧氏カナ確認状況、通称、通称_読みかな、通称カナ確認状況、氏名優先区分、代表者氏名、性別、性別表記、生年月日_元号、生年月日、生年月日_不詳フラグ、生年月日_不詳表記、続柄コード1、続柄コード2、続柄コード3、続柄コード4、続柄表記、世帯主氏名、世帯主氏名_読みかな、住所_市区町村コード、住所_町字コード、指定都市_行政区コード、住所_都道府県、住所_市区郡町村名、住所_町字、住所_番地号表記、住所_番地枝番数値、住所_方書コード、住所_方書、住所_方書_フリガナ、住所_郵便番号、住民となった年月日、住民となった年月日_不詳フラグ、住民となった年月日_不詳表記、記載の異動年月日、記載の異動年月日_不詳フラグ、記載の異動年月日_不詳表記、記載の事由、転入前住所_市区町村コード、転入前住所_町字コード、転入前住所_都道府県、転入前住所_市区郡町村名、転入前住所_町字、転入前住所_番地号表記、転入前住所_方書、転入前住所_郵便番号、転入前住所_国名コード、転入前住所_国名等、転入前住所_国外住所、転入前住所_世帯主氏名、最終登録住所_市区町村コード、最終登録住所_町字コード、最終登録住所_都道府県、最終登録住所_市区郡町村名、最終登録住所_町字、最終登録住所_番地号表記、最終登録住所_方書、最終登録住所_郵便番号、住所を定めた年月日、転居前住所_市区町村コード、転居前住所_町字コード、転居前住所_都道府県、転居前住所_市区郡町村名、転居前住所_町字、転居前住所_番地号表記、転居前住所_方書コード、転居前住所_方書、転居前住所_方書_フリガナ、本籍、本籍_都道府県、本籍_市区群町村名、本籍_町字、本籍_地番号または、街区符号、本籍_市区町村コード、本籍_町字コード、戸籍_筆頭者、消除の事由、転出届出年月日、転出予定年月日、消除の届出年月日、消除の異動年月日_不詳フラグ、消除の異動年月日、消除の異動年月日_不詳表記、転入通知年月日、転出先住所(予定)_市区町村コード、転出先住所(予定)_町字コード、転出先住所(予定)_都道府県、転出先住所(予定)_市区郡町村名、転出先住所(予定)_町字、転出先住所(予定)_番地号表記、転出先住所(予定)_方書、転出先住所(予定)_国名コード、転出先住所(予定)_国名等、転出先住所(予定)_国外住所、転出先住所(予定)_郵便番号、転出先住所(確定)_市区町村コード、転出先住所(確定)_町字コード、転出先住所(確定)_都道府県、転出先住所(確定)_市区郡町村名、転出先住所(確定)_町字、転出先住所(確定)_番地号表記、転出先住所(確定)_方書、転出先住所(確定)_郵便番号、外国人住民となった年月日、外国人住民となった年月日_不詳フラグ、外国人住民となった年月日_不詳表記、在留カード等番号、在留カード等番号区分、国籍等_国名コード、第30条45規定区分、住居地の届出の有無、在留資格等コード、在留期間コード年、在留期間コード月、在留期間コード日、在留期間満了日、国籍喪失年月日、履歴選択不可フラグ、事実上の世帯主氏名、処理年月日、改製記載年月日、地区コード、自治会コード、班コード、算定団体コード、住居地補正コード、記載順位、成年被後見人_該当有無、成年被後見人_審判確定年月日、除票DB移行フラグ、法第30条46または47区分、管内管外の区分、登録部署

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

《2 収納管理情報ファイル》

(1) 収納履歴ファイル

義務者宛番号、科目コード、科目詳細コード、行政区コード、期割団体コード、調定年度、年度分、通知書番号、論理期別、収納履歴連番、特別徴収義務者指定番号、事業年度番号、申告履歴連番、履歴連番表示用期別、表示用期別漢字、申告区分、事業年度自、事業年度至、市税事務所コード、収納日、冊号、入力連番、入力連番内連番、領収日、納付方法、納付種別、納付機関コード、収納区分、納付チャネル区分、収納額、督促収納額、延滞収納額、収納額(内訳1)、収納額(内訳2)、前納報奨金、還付加算金、年特義務者コード、会計年度、会計年度督促手数料、会計年度延滞金、決算区分、決算済区分、支所コード、過誤納番号、歳出還付区分、延滞金終算日、法人管理番号、納付金融機関コード、納付支店コード、店舗コード、店舗支店コード、滞納管理共通1、滞納管理共通2、速確区分、優先区分、充当区分、充当義務者宛番号、充当科目コード、充当科目詳細コード、充当行政区コード、充当期割団体コード、充当調定年度、充当年度分、充当通知書番号、充当論理期別、充当収納履歴連番、充当特別徴収義務者指定番号、充当事業年度番号、充当申告履歴連番、収納額から収納額、収納額から収納額(内訳1)、収納額から収納額(内訳2)、収納額から督促料、収納額から延滞金、督促料から収納額、督促料から収納額(内訳1)、督促料から収納額(内訳2)、督促料から督促料、督促料から延滞金、延滞金から収納額、延滞金から収納額(内訳1)、延滞金から収納額(内訳2)、延滞金から督促料、延滞金から延滞金、収納額(内訳1)から収納額、収納額(内訳1)から収納額(内訳1)、収納額(内訳1)から収納額(内訳2)、収納額(内訳1)から督促料、収納額(内訳1)から延滞金、収納額(内訳2)から収納額、収納額(内訳2)から収納額(内訳1)、収納額(内訳2)から収納額(内訳2)、収納額(内訳2)から督促料、収納額(内訳2)から延滞金、還付加算金から収納額、還付加算金から収納額(内訳1)、還付加算金から収納額(内訳2)、還付加算金から督促料、還付加算金から延滞金、予備1、予備2、予備3、収納団体コード、納付番号、確認番号、納付区分、納税者ID、時効延長有無、収納キー、収納キー連番

(2) 滞納処分ファイル

義務者宛番号、科目コード、科目詳細コード、行政区コード、期割団体コード、調定年度、年度分、通知書番号、論理期別、特別徴収義務者指定番号、事業年度番号、申告履歴連番、履歴連番、処分日、処分コード、処分理由、処分取消日、処分取消区分、引抜区分、処分取消理由、滞納区分、滞納管理1、滞納管理2、処分調定額、処分法人割調定額、処分均等割調定額、処分督促調定額、処分延滞調定額、事業年度自、事業年度至、申告区分、予備1、予備2、予備3

(3) 納税組合員ファイル

科目コード、科目詳細コード、宛番号、納組開始日、納組終了日、納組コード

(4) 口座情報ファイル

宛番号、科目コード、科目詳細コード、振替振込区分、口座登録連番、履歴連番、行政区コード、申請日、自治体受付日、申請方法、口座情報区分、適用開始日、適用終了日、停止開始日、停止終了日、異動事由、金融機関コード、支店コード、支店枝番、口座種別、ゆうちょ記号、ゆうちょ番号、口座番号、表示用口座番号、口座名義人番号、口座名義人カナ、口座名義人漢字、前納区分、口座開始通知書、振替済通知書、口座不能通知書、口座開始通知書送付区分、口座開始通知書送付日、新規コード、メモ

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

《3 軽自動車税情報ファイル》

(1) 車両台帳ファイル

算定団体コード、行政区コード、軽自管理番号、履歴連番、車種コード、標識区分、標識かな、標識番号、所有者宛名番号、使用者宛名番号、その他宛名番号、納税義務者区分、義務者宛名番号、課税区分、課税情報調査開始年月日、課税情報調査開始事由、課税情報調査終了年月日、課税情報調査終了事由、課税情報調査結果、軽課重課区分、所有形態区分、米軍車両区分、取得年月日、取得事由、廃車年月日、廃車事由、交付年月日、標識回収区分、標識返納年月日、標識交付証明書回収区分、異動年月日、異動事由、車名コード、車両の通称名、型式、年式、営業自家区分、用途コード、種別コード、車台番号、排気量、排気区分、型式認定番号、燃料種類コード、原動機型式、車体形状コード、定置場所、初度検査年月、被けん引車両該当区分、フルアシスト電動自転車該当区分、ご当地ナンバー区分、一括納税区分、備考、改造内容、改造作業者、弁償金額、弁償金支払年月日、弁償金支払有無、予備1、受付拠点コード、入力拠点コード、申告区分、申告年月日、申告者区分、申告者氏名、申告者住所、申告者電話番号、作成日時、更新日時、更新職員キー、更新端末名称、削除訂正区分、削除訂正日時、削除職員キー、削除端末名称

(2) 課税台帳ファイル

算定団体コード、行政区コード、軽自管理番号、年度分、履歴連番、車両情報履歴連番、義務者宛名番号、更正年月日、更正事由、減免区分、税額、減免額、差引税額、備考、申告事由、申告区分、申告年月日、申告者区分、申告者氏名、申告者住所、申告者電話番号、作成日時、更新日時、更新職員キー、更新端末名称、削除訂正区分、削除訂正日時、削除職員キー、削除端末名称

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

《情報連携基盤システムファイル》※中間サーバ連携情報

1	課税年度	49	分離長期譲渡一般所得額	97	16歳未満扶養親族
2	更正年月日	50	分離長期一般特別控除額	98	専従者控除額
3	非課税区分	51	分離長期譲渡特定所得額	99	配専区分
4	未申告区分	52	分離長期特定特別控除額	100	他専人数
5	総所得金額等	53	分離長期譲渡軽減所得額	101	青白区分
6	合計所得金額	54	分離長期軽減特別控除額	102	専従主都道府県市町村コード
7	総所得金額	55	株式等譲渡所得額(申告分離)	103	扶養者都道府県市町村コード
8	給与所得額	56	未公開株式等譲渡所得額	104	所得控除合計額
9	給与収入額	57	上場株式等譲渡所得額	105	課税所得額(課税標準額)
10	給与専従者収入額	58	上場株式等配当所得額(申告分離)	106	総合課税
11	給与所得額	59	株式譲渡所得割額	107	土地等課税
12	特定支出控除額	60	条約適用利子等所得額	108	分離短期一般課税
13	雑所得額(総合課税)	61	条約適用配当等所得額	109	分離短期軽減課税
14	公的年金等所得額	62	先物取引雑所得額	110	分離長期一般課税
15	公的年金等収入額	63	繰越控除額	111	分離長期特定課税
16	公的年金等以外雑所得額(総合課税)	64	純損失繰越控除額	112	分離長期軽減課税
17	事業所得額	65	居住用財産譲渡損失繰越控除額	113	未公開株式課税
18	営業所得額	66	特定居住用財産譲渡損失繰越控除額	114	上場株式譲渡課税
19	農業所得額	67	上場株式等譲渡損失繰越控除額	115	上場株式配当課税
20	特例肉用牛売却価格	68	特例株式等譲渡損失繰越控除額	116	先物取引課税
21	特例肉用牛所得額	69	先物取引差金等決済損失繰越額	117	山林課税
22	免税対象肉用牛所得額	70	雑損失繰越控除額	118	退職課税
23	不動産所得額	71	居住用損失額	119	特例肉用牛課税
24	利子所得額(総合課税)	72	雑損控除額	120	市町村民税_住宅貸入金等特別控除額
25	配当所得額(総合課税)	73	医療費控除額	121	市町村民税_寄付金控除
26	株式配当所得額	74	小規模共済等掛金控除額	122	市町村民税_外国税控除額
27	外貨建配当所得額	75	社会保険料控除額	123	市町村民税_配当控除額
28	証券投資配当所得額	76	生命保険料控除額	124	市町村民税_人的控除軽減額
29	少額配当所得額	77	地震保険料控除額	125	市町村民税_所得割調整額
30	その他配当所得額	78	配偶者特別控除額	126	市町村民税所得割額
31	配当所得計	79	基礎控除額	127	市町村民税均等割額
32	配当割額	80	配偶者控除等	128	市町村民税所得割額(減免前)
33	譲渡所得額(総合課税)	81	扶養控除	129	市町村民税均等割額(減免前)
34	長期譲渡所得額	82	一般	130	都道府県民税_住宅貸入金等特別控除額
35	特別控除額(長期譲渡所得)	83	特定	131	都道府県民税_寄付金控除
36	短期譲渡所得額	84	老人	132	都道府県民税_外国税控除額
37	特別控除額(短期譲渡所得)	85	同老	133	都道府県民税_配当控除額
38	一時所得額(総合課税)	86	16歳未満扶養者数	134	都道府県民税_人的控除軽減額
39	一時所得額	87	障害者控除	135	都道府県民税_所得割調整額
40	一時所得特別控除額	88	普障	136	都道府県民税_所得割額
41	山林所得額	89	特障	137	都道府県民税均等割額
42	退職所得額(総合課税)	90	同特	138	都道府県民税_所得割額(減免前)
43	譲渡所得額(分離課税)	91	本人該当区分	139	都道府県民税均等割額(減免前)
44	分離短期土地等事業・雑所得額	92	控除対象配偶者	140	減免税額
45	分離短期譲渡一般所得額	93	控除対象障害者	141	所得税確定申告書の提出の有無
46	分離短期一般特別控除額	94	控除対象寡婦	142	住民税申告書の提出の有無
47	分離短期譲渡軽減所得額	95	控除対象勤労学生		
48	分離短期軽減特別控除額	96	扶養控除対象		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

《4 滞納整理情報ファイル》 全903項目

《個人情報》 56項目

宛名番号、世帯番号、氏名、氏名カタカナ、通称名、通称名カナ、郵便番号、現住所、現住所方書、電話番号、電話番号2、戸籍本籍、戸籍筆頭者、生年月日、続柄1、続柄2、続柄3、性別、個人種別コード、代表者名、地区コード、担当者コード、担当者コード2、住所コード、送付先区分、送付先郵便番号、送付先住所、送付先住所方書、送付先氏名、送付先郵便番号2、送付先住所2、送付先住所方書2、送付先氏名2、送付先郵便番号3、送付先住所3、送付先住所方書3、送付先氏名3、送付先郵便番号4、送付先住所4、送付先住所方書4、送付先氏名4、故人フラグ、携帯フラグ、催告フラグ、介護保険資格フラグ、自治体コード、課税者フラグ、滞納金額、同一人コード、共有FLG、担当変更不可、送付先住所コード、本籍地住所コード、現住所区分、DVフラグ、個人番号

《個人異動履歴》 8項目

宛名番号、処理日、履歴番号、氏名、郵便番号、住所、住所方書、故人フラグ

《賦課情報》 63項目

期別明細KEY、年度、賦課年度、税目、期別、宛名番号、通知書番号、調定日、申告区分、税額、督促手数料、延滞金、確定延滞金FLG、確定延滞金、納期限、納期変更フラグ、公示フラグ、処分1、処分年月日、交付年月日、停止年月日、猶予申請日、猶予開始日、猶予終了日、猶予取消日、猶予許可不可区分、督促日、督促公示フラグ、督促公示日、法定納期限等、繰上日、起算日、確定申告日、更正申告日、修正申告日、事業開始、事業終了、延長期限、申告日、納税管理人、車輜、保険証、介護フラグ、会計年度、収納額、収納督促手数料、収納延滞金、最終収納日、完納フラグ、未納本税、未納督促、未納延滞金、未納金額、年度区分、管轄CD、未納ワーク更新FLG、加算金区分、所得割、付加価値割、資本割、収入割、当初課税額、重加算金対象税額

《収納情報》 29項目

期別明細KEY、収納回数、還付フラグ、年度、賦課年度、税目、期別、宛名番号、通知書番号、調定日、申告区分、収納本税、督促手数料、収納延滞金、収納日、日計日、収納区分、仮消区分、納付事由、収納取込日、年度区分、管轄CD、未納ワーク更新FLG、加算金区分、所得割、付加価値割、資本割、収入割、当初課税額

《分納情報》 46項目

処分宛名番号、枝番、分納願年月日、分納誓約日、誓約期間自、誓約期間至、誓約月数、支払方法区分、分納担当者、分納理由、延滞金計算区分、延滞金率区分、端数区分、分納月区分、分納支払日、分納金額、納付優先区分、延滞金納付区分、分納承認日、取消年月日、取消担当者、取消理由、納付誓約額合計、納付誓約額本税、納付誓約額督促手数料、納付誓約額延滞金、賞与額1、賞与額2、賞与額3、賞与額4、賞与額5、賞与額6、賞与額7、賞与額8、賞与額9、賞与額10、賞与額11、賞与額12、相殺FLG、口座名義人、口座名義人カナ、口座番号、口座種別、債務者、延滞金計算日、納付誓約額加算金

《徴収猶予情報》 55項目

処分宛名番号、枝番、猶予申請日、延長申請日、担保有無、猶予期間自、猶予期間至、猶予月数、支払方法区分、猶予担当者、猶予理由、猶予備考、延滞金計算区分、延滞金率区分、端数区分、分納月区分、分納支払日、延長月区分、延長支払日、分納金額、納付優先区分、延滞金納付区分、許可不可区分、許可不可日、延長区分、延長期間自、延長期間至、延長月数、延長備考、取消年月日、取消担当者、延長担当者、取消理由、取消備考、徴収猶予合計、徴収猶予本税、徴収猶予督促手数料、徴収猶予延滞金、状態、時効起算日、賞与額1、賞与額2、賞与額3、賞与額4、賞与額5、賞与額6、賞与額7、賞与額8、賞与額9、賞与額10、賞与額11、賞与額12、相殺FLG、延滞金計算日、徴収猶予加算金

《換価猶予情報》 54項目

処分宛名番号、枝番、換価猶予日、猶予延長日、担保有無、猶予期間自、猶予期間至、猶予月数、支払方法区分、猶予担当者、猶予理由、猶予備考、延滞金計算区分、延滞金率区分、端数区分、分納月区分、分納支払日、分納金額、延長月区分、延長支払日、納付優先区分、延滞金納付区分、猶予区分、延長区分、延長期間自、延長期間至、延長月数、延長備考、取消年月日、取消担当者、取消理由、延長担当者、取消備考、換価猶予合計、換価猶予本税、換価猶予督促手数料、換価猶予延滞金、状態、時効起算日、賞与額1、賞与額2、賞与額3、賞与額4、賞与額5、賞与額6、賞与額7、賞与額8、賞与額9、賞与額10、賞与額11、賞与額12、相殺FLG、延滞金計算日、換価猶予加算金

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

《4 滞納整理情報ファイル》

《課税根拠情報》 235項目

宛名番号、年度、賦課年度、特徴番号、課非別、給与収入、給与所得、公的年金収入、公的年金所得、所得コード1、所得金額1、所得コード2、所得金額2、所得コード3、所得金額3、所得コード4、所得金額4、所得コード5、所得金額5、所得コード6、所得金額6、所得コード7、所得金額7、所得コード8、所得金額8、総所得合計、所得コード(分離)1、所得金額(分離)1、所得コード(分離)2、所得金額(分離)2、所得コード(分離)3、所得金額(分離)3、所得コード(分離)4、所得金額(分離)4、所得コード(分離)5、所得金額(分離)5、所得コード(分離)6、所得金額(分離)6、所得コード(分離)7、所得金額(分離)7、所得コード(分離)8、所得金額(分離)8、所得コード(分離)9、所得金額(分離)9、所得コード(分離)10、所得金額(分離)10、所得コード(分離)11、所得金額(分離)11、所得コード(分離)12、所得金額(分離)12、所得コード(分離)13、所得金額(分離)13、所得コード(分離)14、所得金額(分離)14、所得コード(分離)15、所得金額(分離)15、所得コード(分離)16、所得金額(分離)16、所得コード(分離)17、所得金額(分離)17、所得コード(分離)18、所得金額(分離)18、所得コード(分離)19、所得金額(分離)19、所得コード(分離)20、所得金額(分離)20、所得コード(分離)21、所得金額(分離)21、所得コード(分離)22、所得金額(分離)22、所得コード(分離)23、所得金額(分離)23、所得コード(分離)24、所得金額(分離)24、所得コード(分離)25、所得金額(分離)25、所得コード(分離)26、所得金額(分離)26、所得コード(分離)27、所得金額(分離)27、所得控除コード1、所得控除金額1、所得控除コード2、所得控除金額2、所得控除コード3、所得控除金額3、所得控除コード4、所得控除金額4、所得控除コード5、所得控除金額5、所得控除コード6、所得控除金額6、所得控除コード7、所得控除金額7、所得控除コード8、所得控除金額8、所得控除コード9、所得控除金額9、所得控除コード10、所得控除金額10、所得控除コード11、所得控除金額11、所得控除コード12、所得控除金額12、基礎控除、所得控除合計、総所得金額等、課税標準コード1、課税標準金額1、課税標準コード2、課税標準金額2、課税標準コード3、課税標準金額3、課税標準コード4、課税標準金額4、課税標準コード5、課税標準金額5、課税標準コード6、課税標準金額6、課税標準コード7、課税標準金額7、課税標準コード8、課税標準金額8、課税標準コード9、課税標準金額9、課税標準コード10、課税標準金額10、課税標準コード11、課税標準金額11、課税標準コード12、課税標準金額12、課税標準コード13、課税標準金額13、課税標準コード14、課税標準金額14、課税標準コード15、課税標準金額15、課税標準コード16、課税標準金額16、課税標準コード17、課税標準金額17、課税標準コード18、課税標準金額18、課税標準コード19、課税標準金額19、課税標準コード20、課税標準金額20、課税標準コード21、課税標準金額21、算出所得割額(区民税)1、算出所得割額(区民税)2、算出所得割額(区民税)3、算出所得割額(区民税)4、算出所得割額(区民税)5、算出所得割額(区民税)6、算出所得割額(区民税)7、算出所得割額(区民税)8、算出所得割額(区民税)9、算出所得割額(区民税)10、算出所得割額(区民税)11、算出所得割額(区民税)12、算出所得割額(区民税)13、算出所得割額(区民税)14、算出所得割額(区民税)15、算出所得割額(区民税)16、算出所得割額(区民税)17、税額控除(区民税)1、税額控除(区民税)2、税額控除(区民税)3、税額控除(区民税)4、税額控除(区民税)5、税額控除(区民税)6、税額控除(区民税)7、税額控除(区民税)8、所得割額(区民税)、均等割額(区民税)、算出所得割額(都民税)1、算出所得割額(都民税)2、算出所得割額(都民税)3、算出所得割額(都民税)4、算出所得割額(都民税)5、算出所得割額(都民税)6、算出所得割額(都民税)7、算出所得割額(都民税)8、算出所得割額(都民税)9、算出所得割額(都民税)10、算出所得割額(都民税)11、算出所得割額(都民税)12、算出所得割額(都民税)13、算出所得割額(都民税)14、算出所得割額(都民税)15、算出所得割額(都民税)16、算出所得割額(都民税)17、税額控除(都民税)1、税額控除(都民税)2、税額控除(都民税)3、税額控除(都民税)4、税額控除(都民税)5、税額控除(都民税)6、税額控除(都民税)7、税額控除(都民税)8、所得割額(都民税)、均等割額(都民税)、合計税額、減免額1、減免額2、差引税額、控除不足額、給与特徴額、年金特徴額、普徴税額1、普徴税額2、普徴税額3、控除配偶者、老人控除配偶者、配偶者特別控除、老人扶養人数、同居老親扶養人数、特定扶養人数、一般扶養人数、16歳未満扶養人数、特障扶養人数、同居特障扶養人数、他障扶養人数、未成年者該当、特別障害者該当、その他障害者該当、老年者該当、寡婦該当、寡婦の特例該当、寡夫該当、勤労学生該当、特殊計算、通知年月日、データ作成日

《軽自動車税車両情報》 22項目

宛名番号、年度、賦課年度、通知書番号、車名、車台番号、型式、車両種別、定置場、排気量、標識返納、代理人、登録年月日、登録処理年月日、登録事由、廃車年月日、廃車処理年月日、廃車事由、所有権留保、電話番号、自動車識別、データ作成日、初回車検年月

《動産情報》 39項目

処分宛名番号、動産種類、枝番、搜索場所、搜索年月日、搜索開始時間、搜索終了時間、差押財産、立会人住所、立会人氏名、状態区分、差押起案日、差押年月日、差押担当者、履行期限、解除起案日、解除年月日、解除担当者、解除理由、解除備考、完納年月日、終了年月日、終了担当者、公告番号、配当額、売却フラグ、差押区分、差押執行機関名、差押執行機関住所、差押執行機関郵便番号、先行差押年月日、初回執行日、最終執行日、次回予定日、猶予取消日、滞納処分費件数、滞納処分費額、差押氏名、差押住所

《不動産情報》 30項目

宛名番号、物件番号、物件種類、物件所在、物件所在地番、家屋番号、符号、種類、地目構造、地積床面積一階、地積床面積二階、地積床面積三階、地積床面積地階、敷地権の種類、敷地権の割合、一棟建物床面積、一棟の番号、一棟の構造、占有の番号、名義、抵当権有無、差押区分、登記年月日、受付番号、差押執行機関名、差押執行機関住所、差押執行機関郵便番号、売却フラグ、不動産番号、本人持分

《不動産階層情報》 7項目

宛名番号、物件番号、階層番号、物件種類、階数コード、床面積、不動産番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

《4 滞納整理情報ファイル》

《他債権情報》 40項目

処分宛名番号、債権種類、枝番、調査内容、宛名番号、債務者、照会枝番、状態区分、差押区分、差押起案日、差押年月日、差押担当者、差押時間、履行期限、完納年月日、解除起案日、解除年月日、解除担当者、解除理由、解除備考、債務者名、債務者住所、送付先名、送付先住所、送付先方書、送付先郵便番号、差押額、終了年月日、終了担当者、配当額、初回執行日、最終執行日、次回予定日、猶予取消日、預金種類、口座番号、滞納処分費件数、滞納処分費額、差押氏名、差押住所

《交付要求情報》 35項目

処分宛名番号、事件番号、枝番、状態区分、交付要求起案日、交付要求年月日、交付要求担当者、事件年月日、区分、差押年月日、差押執行機関名、差押執行機関住所、差押執行機関郵便番号、完納年月日、解除起案日、解除年月日、解除担当者、解除理由、解除備考、終了年月日、終了担当者、公告番号、配当額、破産手続日、執行機関名A、執行機関住所A、執行機関郵便番号A、事件管轄機関名、事件種類、財産区分、財産情報、滞納処分費件数、滞納処分費額、差押氏名、差押住所

《公売情報》 53項目

処分宛名番号、財産種類、枝番、公告番号、公売日、宛名番号、動産種類、財産枝番、公売数量、公売保証金、公売見積価額、公売期間自、公売期間時間自、公売期間時間至、開札日、開札時間、公売場所、売却決定日、売却決定時間、売却決定場所、代金納付期限、代金納付時刻、公売中止日、公売中止事由、最高価額申込者名称、最高価額申込者住所、最高価額申込決定日、最高価額申込時刻、最高価額売却決定日、最高価額売却時刻、最高価額売却場所、最高価額申込額、最高価額申込取消事由、次順位価額申込者名称、次順位価額申込者住所、次順位価額申込決定日、次順位価額申込時刻、次順位価額売却決定日、次順位価額売却時刻、次順位価額売却場所、次順位価額申込額、次順位価額取消事由、差押氏名、差押住所、売却区分番号、公売方法、公売方法名称、参加申込期間自、参加申込期間時間自、参加申込期間時間至、参加申込期間時間至、公売場所_URL

《配当情報》 24項目

処分宛名番号、財産種類、枝番、宛名番号、動産種類、公売枝番、受入金額、金融区分、債務者、預金種類、口座番号、口座名義人、口座名義人カナ、残余金配当先名、残余金、交付年月日、交付時刻、交付場所、受入財産、差押氏名、差押住所、配当起案日、配当作成日、延滞金計算日

《配当情報(交付要求)》 23項目

宛名番号、財産種類、枝番、連番、受付年月日、交付要求機関名、交付要求機関郵便番号、交付要求機関住所、年度、賦課年度、税目、期別、通知書番号、調定日、申告区分、法定納期限等、税額、督促手数料、延滞金、加算金、配当順位、配当金額、備考

《執行停止情報》 18項目

処分宛名番号、枝番、調査年月日、調査担当者、特記事項、確認事項、状態区分、執行停止起案日、執行停止年月日、執行停止担当者、法令、執行停止理由、納税消滅予定年月日、解除起案日、解除年月日、解除担当者、解除理由、解除備考

《欠損情報》 12項目

処分宛名番号、枝番、調査年月日、調査担当者、特記事項、確認事項、状態区分、欠損起案日、欠損年月日、欠損担当者、法令、欠損理由

《承継情報》 10項目

処分宛名番号、枝番、裁判所、照会枝番、状態区分、承継起案日、承継年月日、承継担当者、財産評価額、滞納税額

《勤務先情報》 12項目

宛名番号、年度、枝番、勤務先郵便番号、勤務先名、勤務先住所、勤務先住所方書、勤務先電話番号、勤務先代表者名、事業種別、更新不可、優先順位

《催告訪問記録情報》 17項目

記録年月日、記録時間、行動記録分類、行動記録内容、行動記録備考、行動記録区分、結果記録分類、結果記録内容、結果記録年月日、結果記録時間、結果記録備考、結果記録区分、担当者、部署、調定額、収納額、計算有無

《口座情報》 15項目

宛名番号、税目、金融機関コード、金融機関名、口座番号、口座名義人、口座名義人カナ、口座種別、口座開始日、口座終了日、全納報奨金区分、開始年_年度、開始年_期別、申請日、データ作成日

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	全項目の該当箇所	地方税	地方税等(森林環境税を含む)	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらな(リスク変動なし)
令和7年1月22日	全項目の該当箇所	特別区民税・都民税	特別区民税・都民税等(森林環境税を含む)	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらな(リスク変動なし)
令和7年1月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容※	◆ 特別区民税・都民税賦課関連業務 地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告書及び給与支払者・年金保険者から提出された給与・年金の支払報告書をもとに、特別区民税・都民税を計算し賦課する。 (1) 賦課資料の入手 納税義務者・国税庁・給与支払者・年金保険者・他自治体から賦課資料を取得する。 (2) 賦課関連情報の照会 賦課に必要な生活保護等の情報を庁内連携により照会する。 (3) 住民登録外者の調査 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムにより照会・確認する。 (4) 賦課情報の作成 上記(1)～(3)により賦課情報を作成する。 (5) 税額の通知 納税義務者・特別徴収義務者に税額を通知する。	◆ 特別区民税・都民税等賦課関連業務 (1) 賦課資料の入手 納税義務者・国税庁・給与支払者・年金保険者・他自治体から賦課資料を取得する。 (2) 賦課関連情報の照会 賦課に必要な生活保護等の情報を庁内連携により照会する。 (3) 住民登録外者の調査 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムにより照会する。 (4) 賦課情報の作成 上記(1)～(3)により課税台帳ファイルを作成する。 (5) 税額の通知 納税義務者・特別徴収義務者に税額を通知する。	事後	記載内容の整理であり、重要な変更にあたらな(リスク変動なし)
令和7年1月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	◆ 特別区民税・都民税収納関連業務 (1) 収納情報の管理に関する業務 ○ 賦課情報の入手 特別区民税・都民税の賦課情報を税務システム(課税)の課税台帳ファイルから入手する。 ○ 収納情報の入手 住民等が納付した収納情報を指定金融機関などから入手し、税務システム(収納)に登録する。区窓口等での収納情報は、パンチ事業者に提供、データ化し、税務システム(収納)に登録する。 (2) 過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を作成し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書をパンチ事業者に提供し、データ化する。データ化したファイルを税務システム(収納)に登録する。 (3) 督促に関する業務 地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を督促状印刷データとして出力、封入封かん委託事業者に提供、督促状の印刷及び封入封かんを行い、納品後住民等に督促状を送付する。 (4) 口座振替に関する業務 住民からの口座振替の申請に基づき、金融機関に対し手続きを行う。 口座情報は、税務システム(収納)に登録する。	◆ 特別区民税・都民税等収納関連業務 (1) 収納情報の管理に関する業務 特別区民税・都民税等の賦課情報を税務システム(課税)の課税台帳ファイルから取得する。 住民等が納付した収納情報を指定金融機関等から入手し、税務システム(収納)に登録する。 (2) 過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を作成し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書を税務システム(収納)に登録し、住民等へ還付を行う。 (3) 督促に関する業務 納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を委託事業者に提供、督促状の印刷及び封入封かんを行い、住民等に督促状を送付する。 (4) 口座振替に関する業務 住民等からの口座振替の申請に基づき、金融機関に対し手続きを行う。 口座情報は、税務システム(収納)に登録する。	事後	記載内容の整理であり、重要な変更にあたらな(リスク変動なし)
令和7年1月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	◆ 軽自動車税賦課、収納関連業務 (1) 軽自動車税賦課 地方税法に基づき、軽自動車等の4月1日現在の所有者に対し、車種等により賦課決定する。 ○ 登録、名義変更 ・中野ナンバーの場合 住民等から軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書の提出を受け、税務システム(軽自動車税)に入力し、標識交付証明書、標識番号(ナンバープレート)を交付する。 ・練馬ナンバーの場合 住民等から全国軽自動車協会連合会を通じて軽自動車税申告書(報告書)の提出を受け、税務システム(軽自動車税)に入力する。 ○ 廃車 ・中野ナンバーの場合 住民等から軽自動車税廃車申告書兼標識返納書、標識番号(ナンバープレート)の提出を受け、税務システム(軽自動車税)に入力し、廃車申告受付書を交付する。 ・練馬ナンバーの場合 住民等から全国軽自動車協会連合会を通じて軽自動車税申告書(報告書)、又は転出車両情報リストの提出を受け、税務システム(軽自動車税)に入力する。	◆ 軽自動車税賦課、収納関連業務 (1) 軽自動車税賦課 軽自動車等の4月1日現在の所有者に対し、車種等により賦課決定する。 賦課決定した税額データを委託事業者に提供、納税通知書の印刷及び封入封かんを行い、納品後住民等に納税通知書を送付する。 軽自動車税減免申請書を受け付け、該当者には軽自動車税減免可否決定通知書を送付する。	事後	記載内容の整理であり、重要な変更にあたらな(リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	○ナンバープレート付替 ・中野ナンバー→中野ナンバー 軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書、標識番号(ナンバープレート)の提出を受け、税務システム(軽自動車税)に入力し標識交付証明書、標識番号(ナンバープレート)を交付する。 ・中野ナンバー→他自治体ナンバー 他自治体で手続き後、中野区に送付された課税物件異動通知書により、廃車の入力をする。なお、他自治体に転出後、ナンバー変更がない対象者には、ナンバープレート付替え動契のお知らせを発送し、手続きを促す。 ・他自治体ナンバー→中野ナンバー 住民等から軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書の提出を受け、税務システム(軽自動車税)に入力し、標識交付証明書、標識番号(ナンバープレート)を交付する。他自治体には課税物件異動通知を送付する。 ○ 軽自動車税の賦課決定 上記手続きにより把握した4月1日現在の所有者に賦課決定する。 ○ 納税義務者への通知 賦課決定した税額データを封入封かん委託事業者へ提供し、納税通知書作成・印字・封入封かんをする。納品後、納税義務者に送付する。返戻された納税通知書は住所を調査し、再度納税通知書を送付する。 ○ 減免、免除 軽自動車税減免(課税免除)申請書を受け付け、該当者には軽自動車税減免(課税免除)可否決定通知書を送付する。※カッコ内は免除の場合	同上	事後	記載内容の整理であり、重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和7年1月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(2)軽自動車税収納事務 軽自動車税の収納情報を管理する。 ○ 収納情報の入手 指定金融機関などから、住民等が納付した情報を入手する。 納入済通知書をOCR機器(会計室)により、データ化を行う。(少量の場合手入力) データ化したファイルを税務システム(軽自動車税)に登録する。(少量の場合手入力) ○ 過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、出力された過誤納票に基づき、還付・充当通知書を作成し、住民等に通知する。 住民等から取得した還付金請求書に基づき、税務システム(軽自動車税)に登録する。 ○ 督促に関する業務 納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を督促状データとして出力、封入封かん委託事業者に提供、督促状の印刷及び封入封かんを行い、納品後、住民等に督促状を送付する。	(2) 軽自動車税収納事務 軽自動車税の収納情報を管理する。 ○ 収納情報の入手 住民等が納付した収納情報を指定金融機関など等から入手し、税務システム(軽自動車税)に登録する。 ○ 過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を作成し、住民等に通知する。 住民等から取得した還付金請求書を税務システム(軽自動車税)に登録し、住民等へ還付を行う。 ○ 督促に関する業務 納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を委託事業者に提供、督促状の印刷及び封入封かんを行い、納品後住民等に督促状を送付する。	事後	記載内容の整理であり、重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和7年1月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	◆ 特別区民税・都民税及び軽自動車税の滞納整理に関する業務 地方税法、国税徴収法に基づき、特別区民税・都民税、軽自動車税を滞納している個人及び法人(以下、「滞納者」という。)に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等を行う。各情報については、滞納整理支援システムに登録し、管理する。 ○ 賦課・収納情報等の入手 特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課・収納情報及び住所等情報を税務システム、宛名システムから入手する。 ○ 催告書の送付 滞納者の未納税額等の情報を催告書印刷データとして出力、封入封かん委託事業者に提供、催告書の印刷及び封入封かんを行い、滞納者に催告書を送付する。 ○ 納税交渉 滞納者との納税交渉により、分割納付、徴収猶予を行う。 ○ 各種調査 地方税法、国税徴収法に基づき、納付の無い滞納者について、官公署に対する実態調査及び金融機関等に対する財産調査を行う。	◆ 特別区民税・都民税等及び軽自動車税の滞納整理に関する業務 特別区民税・都民税等及び軽自動車税を滞納している個人及び法人(以下、「滞納者」という。)に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等を行う。 各情報については、滞納整理支援システムに登録し、管理する。 (1) 賦課・収納情報等の取得 特別区民税・都民税等及び軽自動車税の賦課・収納情報及び住所等情報を税務システム、宛名システムから取得する。 (2) 催告書の送付 滞納者の未納税額等の情報を委託事業者に提供、催告書の印刷及び封入封かんを行い、滞納者に催告書を送付する。 (3) 納税交渉 滞納者との納税交渉により、必要に応じて分割納付、徴収猶予を行う。 (4) 各種調査 納付の無い滞納者について、官公署に対する実態調査及び金融機関等に対する財産調査を行う。	事後	記載内容の整理であり、重要な変更にあたらない(リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	○ 滞納処分 地方税法、国税徴収法に基づき、各種調査結果に応じて、滞納処分を行う。 ・ 差押、参加差押、交付要求 地方税法、国税徴収法に基づき、財産がある場合、差押、参加差押、交付要求を行う。 処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 ・ 換価、配当、充当 地方税法、国税徴収法に基づき、納付意志がない場合、換価、配当、充当を行う。 処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 ○ 執行停止 各種調査の結果、滞納者の所在不明及び滞納処分することができる財産がないことが判明した場合、滞納処分をすることで滞納者の生活が窮迫するおそれがある場合、地方税法に基づき、執行停止処理を行う。 ○ 不納欠損 時効及び執行停止により徴収権が消滅した場合、地方税法に基づき、不納欠損処理を行う。 ※事務の内容の詳細は、別添1のとおり。	(5) 滞納処分 各種調査結果に応じて、滞納処分を行う。 ・ 差押、参加差押、交付要求 財産がある場合、差押、参加差押、交付要求を行う。 処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 ・ 換価、配当、充当 納付意志がない場合、換価、配当、充当を行う。 処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 (6) 執行停止 各種調査の結果、滞納者の所在不明及び滞納処分することができる財産がないことが判明した場合、滞納処分をすることで滞納者の生活が窮迫するおそれがある場合、執行停止処理を行う。 (7) 不納欠損 時効及び執行停止により徴収権が消滅した場合、地方税法等に基づき、不納欠損処理を行う。 ※事務の内容の詳細は、別添1のとおり。	事後	記載内容の整理であり、重要な変更にあたらない (リスク変動なし)
令和7年1月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	給与支払報告者から給与支払報告書等及び年金支払報告者から公的年金等支払報告書等のデータを、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて受信・受付する。また、給与所得者及び年金所得者の特別徴収税額決定通知データ等を、審査システムを通じて特別徴収義務者に送信(送付)する。	給与支払報告者から給与支払報告書等及び年金支払報告者から公的年金等支払報告書等のデータを、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて受信・受付する。また、給与所得者及び年金所得者の特別徴収税額決定通知データ等を、審査システムを通じて特別徴収義務者に送信(送付)する。 また、納税義務者から地方税ポータルセンタを通じて住民税、軽自動車税の電子納税を受け付ける。	事後	記載内容の整理であり、重要な変更にあたらない (リスク変動なし)
令和7年1月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	◆送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	◆送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号カード交付申請書)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	◆特別区民税・都民税に係る収納管理、督促状・納付書の発行、還付・充当 [] 庁内連携システム	◆特別区民税・都民税等に係る収納管理、督促状・納付書・納税証明書の発行、還付・充当 [○] 庁内連携システム	事前	重要な変更ではなく、事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年1月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他のシステムとの接続	[] 庁内連携システム	[○] 庁内連携システム	事前	重要な変更ではなく、事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年1月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	—	軽自動車OSS(ワンストップサービス)・軽JNKS 軽自動車OSS(ワンストップサービス)は検査申請・税申告等の手続きをインターネット上で一括して行う。軽JNKSは軽自動車検査協会がオンライン上で納付状況を確認する。 [○]その他(地方税ポータルセンタ)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月22日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 ※法令上の根拠	◆番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ◆番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	◆番号法第9条第1項 別表の24の項	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらない (リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	◆番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税が含まれる項 (27の項)	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報提供の根拠】 第3欄に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報照会の根拠】 第1欄が「市町村長」に係る項のうち、第2欄が「地方税法」を含む以下の項 第48項	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらない (リスク変動なし)
令和7年1月22日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	◆番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【別表第二における情報提供の根拠】 別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項であって、主務省令で定める情報に「道府県民税(都民税)」または「市町村民税(特別区民税)」が含まれる条項 (第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,39の2,40,43,43の3,43の4,44,44の5,45,47,49,49の2,51,53,54,55,58,59,59の2の2,59の2の3,59の3,59の4条) 【別表第二における情報照会の根拠】 別表第二第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税が含まれる項であって、主務省令で定める事務に、「道府県民税(都民税)」または「市町村民税(特別区民税)」並びに「軽自動車税」にかかる事務が含まれる条項 (第20条)	同上	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらない (リスク変動なし)
令和7年1月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	◆特別区民税・都民税の賦課に必要な情報は、地方税法第45条の2、第317条の2等、番号法別表第二の27項に基づき入手していることが、本人に明示されている。	◆特別区民税・都民税等の賦課に必要な情報は、地方税法第45条の2、第317条の2、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項等に基づき入手していることが、本人に明示されている。	事後	法令改正によるその他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	◆ヒューマンリソシア株式会社	◆富士ソフトサービスビューロ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ①法令上の根拠	◆番号法第19条第10号、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	◆番号法第19条第11号、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	法令改正によるその他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ①法令上の根拠	◆番号法第19条第10号、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	◆番号法第19条第11号、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	法令改正によるその他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 ①法令上の根拠	◆番号法第19条第9号	◆番号法第19条第10号	事後	法令改正によるその他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	《中野区における措置》 ◆入退室管理(静脈認証)を行っているサーバ室内に設置した税務システム(課税)サーバ内に保管する。 ◆サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ◆特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税) 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	◆地方税法第17条の5の規定により、7年間保管している。	◆地方税法第17条の5の規定により、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日まで情報を保有する必要があるため。	事前	重要な変更ではなく、事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	《中野区における措置》 ◆データについては、システムにて消去する。ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆特定個人情報の消去は中野区からの操作によって実施される。中野区の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ◆クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ◆既存システムについては、中野区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更ではなく、事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	◆特別区民税・都民税の収納に必要な情報は、番号法別表第二の27項に基づき入手していることが、本人に明示されている。	◆特別区民税・都民税等の収納に必要な情報は、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項等に基づき入手していることが、本人に明示されている。	事後	法令改正によるその他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	◆入退室管理(静脈認証)を行っているサーバ室内に設置した税務システム(収納)サーバ内に保管する。 ◆サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ◆特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納) 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	◆地方税法第17条の5の規定により、7年間保管している。	◆地方税法第17条の5の規定により、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日まで情報を保有する必要があるため。	事前	重要な変更ではなく、事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	◆データについては、システムにて消去する。ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆特定個人情報の消去は中野区からの操作によって実施される。中野区の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ◆クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ◆既存システムについては、中野区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更ではなく、事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽白) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	◆軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第447条の条文、番号法の別表第二の第27の項に基づき、収集していることが、本人に明示されている。 ◆調査回答に係る各種情報については、地方税法20条の11の条文に基づき、収集していることが、本人に明示されている。	◆軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第463条の19の条文、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項等に基づき、収集していることが、本人に明示されている。 ◆調査回答に係る各種情報については、地方税法20条の11の条文に基づき、収集していることが、本人に明示されている。	事後	法令改正によるその他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽自) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	◆入退室管理(静脈認証)を行っているサーバ室内に設置した税務システム(軽自動車税)サーバ内に保管する。 ◆サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ◆特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽自) 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	◆地方税法第17条の5の規定により、7年間保管している。	◆地方税法第17条の5の規定により、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日まで情報を保有する必要があるため。	事前	重要な変更ではなく、事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽自) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	◆データについては、システムにて消去する。ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆特定個人情報の消去は中野区からの操作によって実施される。中野区の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ◆クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ◆既存システムについては、中野区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更ではなく、事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(滞納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑦再委託の有無 ※ ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	[再委託しない] — —	[再委託する] ◆契約に基づく納入等の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託することは禁止する。ただし、緊急その他のやむを得ない事情により第三者に委託する必要がある場合は、委託内容(範囲)、委託理由、委託先の監督方法等を明記した書面を徴取し、妥当なものであれば、再委託を認める。 法制度改正等に伴うシステムの改修作業の一部	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り込み・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	◆宛名システムは入退室管理をしているサーバ室内(情報システム分野所管)に設置され外部接続できない仕組みがとられており、情報漏えい、紛失等を防止している。	◆宛名システムはガバメントクラウド上に保管され外部接続できない仕組みがとられており、情報漏えい、紛失等を防止している。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	◆操作ログ解析ツールにより、職員ごとの検索内容(検索日、被検索者等)を所属長等が確認できる仕組みとなっている。	削除	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	◆執務室内に監視カメラを設置し、所属長が所管の映像の確認を行っている。	◆執務室の扉は施錠されており、カードキーがなければ入室できない。 休日・祭日は、事前の届出がなければカードキーがあっても入室できない。 ◆執務室の扉に至るまでの廊下等には監視カメラが設置されている。	事後	庁舎移転による運用変更であり重要な変更にあたらない。(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	◆システム操作を行う端末はシンクライアントを利用しており、業務用端末から行うことができる処理は特定個人情報の照会・更新であり、特定個人情報ファイルそのものを複製することはできない。	◆システム操作を行う端末はスクリーンショットの取得やローカルフォルダへのデータ保存をシステム上操作できなくしており、業務用端末から行うことができる処理は特定個人情報の照会・更新であり、特定個人情報ファイルそのものを複製することはできない。	事後	機器更改による運用変更であり重要な変更にあたらない。(リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	◆個人情報扱う業務を委託するときは、個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する条例及び同施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項について契約仕様に含むことで、特定個人情報の保護についても万全を期している。	◆個人情報扱う業務を委託するときは、個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する法律施行条例及び中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項について契約仕様に含むことで、特定個人情報の保護についても万全を期している。	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらな(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	◆「サーバ室等への入室権限」及び「住民基本台帳ファイルを扱うシステムへのアクセス制限」を有する者を、当区の規程に基づき厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	◆「住民基本台帳ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を、当区の規程に基づき厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	《中野区における措置》 ◆入退室管理(静脈認証)されているサーバ室内の税務システム(課税)サーバで管理されている。 ◆監視カメラを設置し24時間監視体制をとっている。	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達している。システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ◆事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととしている。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	《中野区における措置》 ◆インターネットとの通信回線の分離 ◆コンピュータウイルス対策ソフトウェアの導入及び更新	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ◆中野区が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)兼ガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ◆クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ◆クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ◆中野区が委託したASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ◆ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ◆中野区やASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ◆中野区が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	◆サーバ室内の税務システム(課税)サーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法で、安全管理措置を実施している。	◆ガバメントクラウド上の税務システム(課税)サーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法で、安全管理措置を実施している。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	住基システムのデータに基づいて作成される宛名システムにおいて、以下の消去手順を定めている。 ◆宛名システムを使用するすべての業務システムで参照不要となった宛名情報を、宛名システムから物理的に抹消する。 ◆上記の処理を年1回実施し、実施後は不要となった宛名情報が抹消されていることを確認する。	《当区における措置》 ◆データベースに記録されたデータは、システム機能にて物理削除する。 ◆紙媒体については、外部業者による溶解処理を行い、その内容を記録する。 《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	◆宛名システムは入退室管理をしているサーバ室内(情報システム分野所管)に設置され外部接続できない仕組みがとられており、情報漏えい、紛失等を防止している。	◆宛名システムはガバメントクラウド上に保管され外部接続できない仕組みがとられており、情報漏えい、紛失等を防止している。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	◆操作ログ解析ツールにより、職員ごとの検索内容(検索日、被検索者等)を所属長等が確認できる仕組みとなっている。	削除	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	◆執務室内に監視カメラを設置し、所属長が所管の映像の確認を行っている。	◆執務室の扉は施錠されており、カードキーがなければ入室できない。 休日は、事前の届出がなければカードキーがあっても入室できない。 ◆執務室の扉に至るまでの廊下等には監視カメラが設置されている。	事後	庁舎移転による運用変更であり重要な変更にあたらない。(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	◆システム操作を行う端末はシンクライアントを利用しており、業務用端末から行うことができる処理は特定個人情報の照会・更新であり、特定個人情報ファイルそのものを複製することはできない。	◆システム操作を行う端末はスクリーンショットの取得やローカルフォルダへのデータ保存をシステム上操作できなくしており、業務用端末から行うことができる処理は特定個人情報の照会・更新であり、特定個人情報ファイルそのものを複製することはできない。	事後	機器更改による運用変更であり重要な変更にあたらない。(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	◆個人情報を扱う業務を委託するときは、個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する条例及び同施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項について契約仕様に含むことで、特定個人情報の保護についても万全を期している。	◆個人情報を扱う業務を委託するときは、個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する法律施行条例及び中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項について契約仕様に含むことで、特定個人情報の保護についても万全を期している。	事前	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[O] 接続しない(入手)	□ 接続しない(入手)	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	—	◆情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、番号法で認められた情報連携以外の 照会ができないように、システムが拒否する仕組みとなっている。 ◆不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止するために、住民情報連携基盤システムへのログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録している。 ◆上記のとおり住民情報連携基盤システムにおいてログを取得し適宜確認しており、また、操作者、操作内容が把握可能である旨、関係者に指導している。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	—	◆入手の安全性を確保するために、中間サーバーと住民情報連携基盤システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。 ◆入手の安全性を確保するために、情報入手は送受信するデータについて暗号化した上で行う仕組みとなっている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が入力されたリスク リスクに対する措置の内容	—	◆正確な情報を入手するために、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者の特定個人情報のみを入手する仕組みとなっている。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が入力されたリスク リスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力され、紛失するリスク リスクに対する措置の内容	—	◆不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制するために、住民情報連携基盤システムへのログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録している。 ◆情報提供ネットワークで特定個人情報を送信する場合、情報の暗号化を行うとともに、照会者の中間サーバーでのみ複号できる仕組みとなっている。 ◆住民情報連携基盤システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスができない仕組みとなっている。 ◆中間サーバーでは情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に自動で削除する仕組みとなっている。 ◆中間サーバーと住民情報連携基盤システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。 ◆中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとなっている。 ◆中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が不適切な方法での情報提供を行えないように、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行っている。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力され、紛失するリスク リスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	◆不正な名寄せが行われないように、特定個人情報の提供を管理するために個人番号に代わって用いられる符号(情報提供用個人識別符号)を情報連携においてのみ利用することがシステム上担保されている。 ◆外部から不正に特定個人情報にアクセスされないように、中間サーバーと住民情報連携基盤システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。また、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとなっている。 ◆中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化するために、特定個人情報の管理は地方公共団体のみが行う。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	《中野区における措置》 ◆入退室管理(静脈認証)されているサーバ室内の税務システム(収納)サーバで管理されている。 ◆監視カメラを設置し24時間監視体制をとっている。	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達している。システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ◆事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	《中野区における措置》 ◆インターネットとの通信回線の分離 ◆コンピュータウイルス対策ソフトウェアの導入及び更新	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ◆中野区が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)兼ガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ◆クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ◆クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ◆中野区が委託したASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ◆ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ◆中野区やASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ◆中野区が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	◆サーバ室内の税務システム(収納)サーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法で、安全管理措置を実施している。	◆ガバメントクラウド上の税務システム(収納)サーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法で、安全管理措置を実施している。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	住基システムのデータに基づいて作成される宛名システムにおいて、以下の消去手順を定めている。 ◆宛名システムを使用するすべての業務システムで参照不要となった宛名情報を、宛名システムから物理的に抹消する。 ◆上記の処理を年1回実施し、実施後は不要となった宛名情報が抹消されていることを確認する。	《当区における措置》 ◆データベースに登録されたデータは、システム機能にて物理削除する。 ◆紙媒体については、外部業者による溶解処理を行い、その内容を記録する。 《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	◆宛名システムは入退室管理をしているサーバ室内(情報システム分野所管)に設置され外部接続できない仕組みがとられており、情報漏えい、紛失等を防止している。	◆宛名システムはガバメントクラウド上に保管され外部接続できない仕組みがとられており、情報漏えい、紛失等を防止している。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	◆操作ログ解析ツールにより、職員ごとの検索内容(検索日、被検索者等)を所属長等が確認できる仕組みとなっている。	削除	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	◆執務室内に監視カメラを設置し、所属長が所管の映像の確認を行っている。	◆執務室の扉は施錠されており、カードキーがなければ入室できない。 休日は、事前の届出がなければカードキーがあっても入室できない。 ◆執務室の扉に至るまでの廊下等には監視カメラが設置されている。	事後	庁舎移転による運用変更であり重要な変更にあたらない。(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	◆システム操作を行う端末はシンククライアントを利用しており、業務用端末から行うことができる処理は特定個人情報の照会・更新であり、特定個人情報ファイルそのものを複製することはできない。	◆システム操作を行う端末はスクリーンショットの取得やローカルフォルダへのデータ保存をシステム上操作できなくしており、業務用端末から行うことができる処理は特定個人情報の照会・更新であり、特定個人情報ファイルそのものを複製することはできない。	事後	機器更改による運用変更であり重要な変更にあたらない。(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	◆個人情報扱う業務を委託するときは、個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する条例及び同施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項について契約仕様を含むことで、特定個人情報の保護についても万全を期している。	◆個人情報扱う業務を委託するときは、個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する法律施行条例及び中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項について契約仕様を含むことで、特定個人情報の保護についても万全を期している。	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(入手)	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	—	◆情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、番号法で認められた情報連携以外の照会ができないように、システムが拒否する仕組みとなっている。 ◆不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制するために、住民情報連携基盤システムへのログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録している。 ◆上記のとおり住民情報連携基盤システムにおいてログを取得し適宜確認しており、また、操作者、操作内容が把握可能である旨、関係者に指導している。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	—	◆入手の安全性を確保するために、中間サーバーと住民情報連携基盤システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。 ◆入手の安全性を確保するために、情報入手は送受信するデータについて暗号化した上で行う仕組みとなっている。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が入り不正であるリスク リスクに対する措置の内容	—	◆正確な情報を入手するために、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者の特定個人情報のみを入手する仕組みとなっている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	—	◆不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制するために、住民情報連携基盤システムへのログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録している。 ◆情報提供ネットワークで特定個人情報を送信する場合、情報の暗号化を行うとともに、照会者の中間サーバーでのみ複号できる仕組みとなっている。 ◆住民情報連携基盤システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスができない仕組みとなっている。 ◆中間サーバーでは情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に自動で削除する仕組みとなっている。 ◆中間サーバーと住民情報連携基盤システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。 ◆中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとなっている。 ◆中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が不適切な方法での情報提供を行えないように、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行っている。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	◆不正な名寄せが行われないように、特定個人情報の提供を管理するために個人番号に代わって用いられる符号(情報提供用個人識別符号)を情報連携においてのみ利用することがシステム上担保されている。 ◆外部から不正に特定個人情報にアクセスされないように、中間サーバーと住民情報連携基盤システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。また、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとなっている。 ◆中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化するために、特定個人情報の管理は地方公共団体のみが行う。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	《中野区における措置》 ◆入退室管理(静脈認証)されているサーバ室内の税務システム(収納)サーバで管理されている。 ◆監視カメラを設置し24時間監視体制をとっている。	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達している。システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ◆事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	《中野区における措置》 ◆インターネットとの通信回線の分離 ◆コンピュータウイルス対策ソフトウェアの導入及び更新	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ◆中野区が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)兼ガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ◆クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ◆クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ◆中野区が委託したASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ◆ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ◆中野区やASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ◆中野区が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	◆サーバ室内の税務システム(軽自動車税)サーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法で、安全管理措置を実施している。	◆ガバメントクラウド上の税務システム(軽自動車税)サーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法で、安全管理措置を実施している。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	住基システムのデータに基づいて作成される宛名システムにおいて、以下の消去手順を定めている。 ◆宛名システムを使用するすべての業務システムで参照不要となった宛名情報を、宛名システムから物理的に抹消する。 ◆上記の処理を年1回実施し、実施後は不要となった宛名情報が抹消されていることを確認する。	《当区における措置》 ◆データベースに記録されたデータは、システム機能にて物理削除する。 ◆紙媒体については、外部業者による溶解処理を行い、その内容を記録する。 《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(滞納) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	◆宛名システムは入退室管理をしているサーバ室内(情報システム分野所管)に設置され外部接続できない仕組みがとられており、情報漏えい、紛失等を防止している。	◆宛名システムはガバメントクラウド上に保管され外部接続できない仕組みがとられており、情報漏えい、紛失等を防止している。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(滞納) 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	◆執務室内に監視カメラを設置し、所属長が所管の映像の確認を行っている。	◆執務室の扉は施錠されており、カードキーがなければ入室できない。 休日・祭日は、事前の届出がなければカードキーがあっても入室できない。 ◆執務室の扉に至るまでの廊下等には監視カメラが設置されている。	事後	庁舎移転による運用変更であり重要な変更にあたらない。(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(滞納) 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	◆システム操作を行う端末はシンクライアントを利用しており、業務用端末から行うことができる処理は特定個人情報の照会・更新であり、特定個人情報ファイルそのものを複製することはできない。	◆システム操作を行う端末はスクリーンショットの取得やローカルフォルダへのデータ保存をシステム上操作できなくしており、業務用端末から行うことができる処理は特定個人情報の照会・更新であり、特定個人情報ファイルそのものを複製することはできない。	事後	機器更改による運用変更であり重要な変更にあたらない。(リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(滞納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	◆個人情報扱う業務を委託するときは、個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する条例及び同施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項について契約仕様に含むことで、特定個人情報の保護についても万全を期している。	◆個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する法律施行条例及び中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項について契約仕様に含むことで、特定個人情報の保護についても万全を期している。	事前	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(滞納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	[十分に行っている]	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(滞納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	—	◆許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅳ その他のリスク対策 ※ 1. 監査 ②監査 具体的な内容	—	◆ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達している。ISMAPに基づき、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅳ その他のリスク対策 ※ 3. その他のリスク対策	—	◆ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する中野区及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上で業務アプリケーションの運用に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国がクラウド事業者との契約に基づき対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、中野区に業務アプリケーションサービスを提供するASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者が対応する。 具体的な取り扱いについて疑義が生じる場合は、中野区と国及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	東京都中野区中野四丁目8番1号	東京都中野区中野四丁目11番19号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月22日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	東京都中野区中野四丁目8番1号	東京都中野区中野四丁目11番19号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	—	個人住民税申告ポータル ◆個人住民税について、オンラインで申告ができる機能 [○]その他(マイナポータル申請管理)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム15 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	—	マイナポータル申請管理 ◆住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ◆地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	◆株式会社 ヒューマントラスト	◆株式会社 ベルシステム24	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]移転を行っている(43件)	[○]移転を行っている(44件)	事後	法令改正によるその他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年7月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 (別紙2)庁内連携による移転先一覧(番号法第9条第2項関係 独自利用事務)	—	移転先 地域包括ケア推進課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ②移転先における用途 おむつの支給に関する事務であって規則で定めるもの	事後	法令改正によるその他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年7月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	◆株式会社 ヒューマントラスト	◆株式会社 ベルシステム24	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容※	◆ 軽自動車税賦課、収納関連業務 (1) 軽自動車税賦課 軽自動車等の4月1日現在の所有者に対し、車種等により賦課決定する。 賦課決定した税額データを委託事業者に提供、納税通知書の印刷及び封入封かんを行い、納品後住民等に納税通知書を送付する。	◆ 軽自動車税賦課、収納関連業務 (1) 軽自動車税賦課 軽自動車等の4月1日現在の所有者に対し、車種等により賦課決定する。 賦課決定した税額データを委託事業者に提供、納税通知書の印刷及び封入封かんを行い、納品後住民等に納税通知書を送付する。 通知IFSを通じて電子通知希望申請が行われた場合は、電子納税通知書等を交付する。	事前	重要な変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称 ②システムの機能	①審査システム(eLTAX) ②給与支払報告者から給与支払報告書等及び年金支払報告者から公的年金等支払報告書等のデータを、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて受信・受付する。また、給与所得者及び年金所得者の特別徴収税額決定通知データ等を、審査システムを通じて特別徴収義務者に送信(送付)する。 また、納税義務者から地方税ポータルセンタを通じて住民税、軽自動車税の電子納税を受け付ける。	①審査システム及び地方税外部連携システム(eLTAX) ②給与支払報告者から給与支払報告書等及び年金支払報告者から公的年金等支払報告書等のデータを、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて受信・受付する。また、給与所得者及び年金所得者の特別徴収税額決定通知データ等を、審査システムを通じて特別徴収義務者に送信(送付)する。 また、照会・回答データ及び回送資料データの送受信を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称 ②システムの機能	①国税連携システム(eLTAX) ②国税庁にe-Taxで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データを総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて受信するシステム ◆確定申告書データ(e-Tax・KSKデータ)のダウンロード ◆地方公共団体間におけるデータの回送、住民登録外課税通知の送信 ◆確定申告書イメージデータ(KSKイメージデータ)のダウンロード ◆確定申告データの検索・印刷・XMLファイルのCSV変換 ◆扶養否認事項の国税庁への送信	国税連携システム(eLTAX) ②国税庁にe-Taxで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データを総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて受信するシステム ◆確定申告書データ(e-Tax・KSKデータ)のダウンロード ◆地方公共団体間におけるデータの回送、住民登録外課税通知の送信 ◆確定申告書イメージデータ(KSKイメージデータ)のダウンロード ◆確定申告データの検索・印刷・XMLファイルのCSV変換 ◆扶養否認事項の国税庁への送信 ◆書面、光ディスクで提出された給与支払報告書データの送信 ◆照会・回答用データの送受信	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム16 ①システムの名称 ②システムの機能	—	①共通納税IFS ②◆特別区民税・都民税等に係る電子納税を受け付ける機能	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム17 ①システムの名称 ②システムの機能	—	①通知IFS ②◆電子通知希望申請情報の取得及び電子納税通知書等の登録を行う機能	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠 ②法令上の根拠	【番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条の表における情報提供の根拠】 第3欄に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項)	【番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条の表における情報提供の根拠】 第3欄に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,55の 2,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,112,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項)	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらない (リスク変動なし)
	別添1 事務の内容 特別区民税・都民税等の賦課事務	⑬ 他市区町村からの所得等照会に対して回答する。	⑬ 国税局、他市区町村等との電子照会、回答事務を国税連携システム及び地方税外部連携システムを使用して行う。	事前	重要な変更
	別添1 事務の内容 軽自動車税の賦課・収納事務	—	(23) 国税局等との電子照会、回答事務を国税連携システムを使用して行う。 (24) 通知IFSを通じて電子通知希望申請が行われた場合は、電子納税通知書等を交付する。	事前	重要な変更
	別添1 事務の内容 特別区民税・都民税等及び軽自動車税の滞納整理事務	—	⑭ 国税局等との電子照会、回答事務を国税連携システムを使用して行う。	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要(課税) 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	〔〇〕その他 (住基ネットシステム、LGWAN)	〔〇〕その他 (住基ネットシステム、国税連携システム(eLTAX)、審査システム及び地方税外部連携システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要(課税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	データ別置保管	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要(課税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	◆富士ソフトサービスビューロ株式会社	◆ヒューマンリソシア株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要(課税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ②提供先における用途 ③提供する情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法	国税庁長官 ②提供先における用途 ◆扶養控除否認事項を税務署にて把握する。 ③提供する情報 ◆扶養控除関係情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ◆扶養控除否認対象者 ⑥提供方法 〔〇〕その他 (国税連携システム(eLTAX))	国税庁長官、都道府県知事、市区町村長 ②提供先における用途 ◆国税又は地方税に関する事務 ③提供する情報 ◆地方税関係情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 ⑥提供方法 〔〇〕その他 (国税連携システム(eLTAX)、地方税外部連携システム(eLTAX))	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	データ別置保管	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自) 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	〔〇〕その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAX)	〔〇〕その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム(eLTAX)、審査システム及び地方税外部連携システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	データ別置保管	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽白) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○] 行っていない	[○] 提供を行っている(1件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽白) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	—	国税庁長官 ①◆番号法第19条第10号 ②国税に関する事務 ③◆地方税関係情報 ④1万人未満 ⑤軽自動車税の課税対象者 ⑥ [○]その他 (国税連携システム(eLTAX)) ⑦◆事案発生の都度(随時)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(滞納) 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他 (住基ネットシステム)	[○]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム(eLTAX)、審査システム及び地方税外部連携システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(滞納) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○] 行っていない	[○] 提供を行っている(1件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(滞納) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	—	国税庁長官 ①◆番号法第19条第10号 ②国税に関する事務 ③◆地方税関係情報 ④1万人未満 ⑤個人住民税及び軽自動車税の課税対象者 ⑥ [○]その他 (国税連携システム(eLTAX)) ⑦◆事案発生の都度(随時)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)	4つの特定個人情報ファイルごとに作成	共通する記載項目が増加したため1つに統合 異なる部分については個別に明示	事後	記載方法の整理
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	◆他自治体等への照会に係る事務では、照会文書はすべて上司の決裁後、公印審査を経て、区長名で発行しており、それ以外での照会を禁じている。	◆他自治体等への照会に係る事務では、照会文書(データ)はすべて上司の決裁後発行しており、それ以外での照会を禁じている。	事前	照会・回答事務の電子化対応のため記載を変更 (リスクの変動はないが事前に提出)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が必要のない情報との紐づけが行われるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	(滞納整理情報ファイル以外に関する記載) ◆他自治体等から入手する調査回答は、調査書等に記載された個人番号・基本4情報に基づき、宛名システムで本人確認を行う。 (滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆他自治体等から入手する調査回答は、調査書等に記載された個人番号・基本4情報に基づき、滞納整理支援システムで本人確認を行う。	◆他自治体等から入手する調査回答は、調査書等に記載された個人番号・基本4情報に基づき、宛名システム(滞納整理情報ファイル)においては、滞納整理支援システムで本人確認を行う。	事後	シート統合による記載変更 (リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	(滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆番号利用業務以外の業務においては、操作権限により個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。(個人番号照会用ボタンを物理的に表示しない)	◆滞納整理支援システムでは、番号利用業務以外の業務においては、操作権限により個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。(個人番号照会用ボタンを物理的に表示しない)	事後	シート統合による記載変更 (リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	(滞納整理情報ファイル以外に関する記載) ◆ユーザごとのアクセス権限の登録及び変更は、情報システム担当課の管理担当者が行っており、その他の者は、アクセス権限の登録及び変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ◆人事異動等により権限が変更または不要となった場合は、情報システム担当課の管理担当者が不要となったユーザIDや権限を変更または削除する。 (滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆ユーザごとのアクセス権限の登録及び変更は、課内に置く特定のシステム担当者が行っており、その他の者は、アクセス権限の登録及び変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ◆人事異動等により権限が変更または不要となった場合は、課内に置く特定のシステム担当者が不要となったパスワードや権限を変更または削除する。	◆ユーザごとのアクセス権限の登録及び変更は、情報システム担当課(滞納整理支援システムにおいては課内)の管理担当者が行っており、その他の者は、アクセス権限の登録及び変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ◆人事異動等により権限が変更または不要となった場合は、情報システム担当課(滞納整理支援システムにおいては課内)の管理担当者が不要となったユーザIDや権限を変更または削除する。	事後	シート統合による記載変更(リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	(滞納整理情報ファイル以外に関する記載) ◆ユーザID及びアクセス権限については、情報システム担当課の管理担当者が管理を行っており、職員の異動及び業務の担当内容の変更等について、定期的に確認し、不要となったユーザIDや権限を変更または削除している。 (滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆ユーザID及びアクセス権限については、課内に置く特定のシステム担当者が管理を行っており、職員の異動及び業務の担当内容の変更等について、定期的に確認し、不要となったIDや権限を変更または削除する。	◆ユーザID及びアクセス権限については、情報システム担当課(滞納整理支援システムにおいては課内)の管理担当者が管理を行っており、職員の異動及び業務の担当内容の変更等について、定期的に確認し、不要となったユーザIDや権限を変更または削除している。	事後	シート統合による記載変更(リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	(滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆記録したログは、システム上5年間保管しており、課内に置く特定のシステム担当者が解析・追跡できる仕組みとなっている。 ◆個人情報を画面表示または個人情報が表記された照会帳票の印刷及びプレビューした場合には、別途記録を取っている。	《滞納整理支援システム(ガバメントクラウドへのデータ移行前)における措置》 ◆記録したログは、システム上5年間保管しており、課内に置く特定のシステム担当者が解析・追跡できる仕組みとなっている。 ◆個人情報を画面表示または個人情報が表記された照会帳票の印刷及びプレビューした場合には、別途記録を取っている。	事後	シート統合による記載変更(リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	(滞納整理情報ファイル以外に関する記載) ◆記録したログは、システム上3年間保管しており、システム全体の運用管理を担うシステム管理者が解析・追跡できる仕組みとなっている。 (滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆記録したログは、システム上5年間保管しており、課内に置く特定のシステム担当者が解析・追跡できる仕組みとなっている。	◆記録したログは、システム上3年間(滞納整理支援システムにおいては5年間)保管しており、システム全体の運用管理を担うシステム管理者が解析・追跡できる仕組みとなっている。	事後	シート統合による記載変更(リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	◆審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)での情報提供においては、各システムにおいてログが取得されている。	◆審査システム及び地方税外部連携システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)での情報提供においては、各システムにおいてログが取得されている。	事後	シート統合による記載変更(リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	◆審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)での情報提供においては、複数職員による確認を行うこととしている。	◆審査システム及び地方税外部連携システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)での情報提供においては、複数職員による確認を行うこととしている。	事後	シート統合による記載変更(リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	(滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆入退室管理(静脈認証)されているサーバ室内の滞納整理支援システムサーバで管理されている。 ◆監視カメラを設置し24時間監視体制をとっている。	《滞納整理支援システム(ガバメントクラウドへのデータ移行前)における措置》 ◆入退室管理(静脈認証)されているサーバ室内の滞納整理支援システムサーバで管理されている。 ◆監視カメラを設置し24時間監視体制をとっている。	事後	シート統合により見出しを追加(リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	(滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆インターネットとの通信回線の分離 ◆コンピュータウイルス対策ソフトウェアの導入及び更新	《滞納整理支援システム(ガバメントクラウドへのデータ移行前)における措置》 ◆インターネットとの通信回線の分離 ◆コンピュータウイルス対策ソフトウェアの導入及び更新	事後	シート統合により見出しを追加(リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	(滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆サーバ室内の滞納整理支援システムサーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法で、安全管理措置を実施している。	《滞納整理支援システム(ガバメントクラウドへのデータ移行前)における措置》 ◆サーバ室内の滞納整理支援システムサーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法で、安全管理措置を実施している。	事後	シート統合により見出しを追加(リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	(滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆住民登録外者や区外居住者については、住民等への催告、調査結果等により修正する必要が判明した場合には速やかに宛名システムを修正し、最新の情報が滞納整理支援システムに連携されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。	《滞納整理支援システム(ガバメントクラウドへのデータ移行前)における措置》 ◆住民登録外者や区外居住者については、住民等への催告、調査結果等により修正する必要が判明した場合には速やかに宛名システムを修正し、最新の情報が滞納整理支援システムに連携されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。	事後	シート統合により見出しを追加(リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容	(滞納整理情報ファイル以外に関する記載) ◆データベースに記録されたデータは、システム機能にて物理削除する。 (滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆まず、滞納整理支援システムにおいて、既存の宛名情報全件を削除する。 その後、宛名システムの最新宛名情報を取り込むことにより、差分(古い宛名情報)が存在しなくなる。 ◆上記の処理を年1回実施し、最新の宛名情報のみとなったことを確認する。	◆データベースに記録されたデータは、システム機能にて物理削除する。 なお、滞納整理支援システムにおいては、既存の宛名情報全件を削除した後、宛名システムの最新宛名情報を取り込むことにより、差分(古い宛名情報)が存在しなくなる。この処理を年1回実施し、最新の宛名情報のみとなったことを確認する。	事後	シート統合による記載変更(リスク変動なし)